

伝えたいこと、残したいもの

「学校崩壊」「学級崩壊」が言われるようになって久しいが、ちょっとしたことでいらいらし、不快感や怒りを抑えることが出来ず、キレてしまう子供たちが依然として多いようである。子供たちの間で交わされる言葉も、「チョーうまい」「ファミレス」「ワンギリ」などはまだしも、「まじ?」「ムカつく」「きもい」などになると、違和感を覚えてしまう。

子供たちがキレる原因には、様々な要因が絡み合っており、家庭や学校だけの問題でないことは明らかであるが、最近食事との関係がよく話題になる。家族がそろって食卓を囲む「一家団欒」は姿を消し、家族バラバラに食事をするのが当たり前で、たまに一緒に食卓に向かっても主役はテレビというのが一般的という。しかも、食事の内容は、スーパーで買ったお惣菜がメインであったりする。食卓の変化にくわえ、脂肪分の多い外食の増加、砂糖や添加物（合成着色料や保存料）の入った加工食品や清涼飲料水の取りすぎがミネラルや繊維質の不足を招き、子供のキレる原因になっているという説もある。カルシウム不足が原因という人もいる。

私が住んでいる多摩丘陵の一角では、農協をはじめ、地元の生産者が運営する直売店が数ヶ所あり、春先から菜の花、うど、せり、竹の子といった旬の野菜を提供してくれる。特に、熟したトマトの出回る時期には、1時間もしないで売り切れてしまうほどの盛況である。子供たちも味の違いがよくわかり、青いうちに摘まれた水っぽいトマトには見向きもしない。最近大規模な宅地造成が相次いでいるが、大切な農地がこれ以上減少しないことを願っている。

キレる子供への対処というだけでなく、未来に生きる子供たちに、この国の文化と伝統に根ざした本物の味と食べる楽しさを伝えたいものである。また、多様で新鮮な食べ物を提供する農業基盤は、貸し農園、援農など農地利用の拡大によって、ぜひとも残したいものである。

長野県のある農協では、地域農業の振興にとどまらず、祭りなどの文化活動、小学生を対象とした「あぐりスクール」など多彩な取組みを行っている。また10年前から都市部の子供たち向けに実施している農作業体験学習は、延べで2万数千人を宿泊者として受け入れた。農業基盤を維持しながら、子供たちにかけがえのない体験を与えている農協の取組みにエールを送りたい。

本号では、農協の変化の方向について考えるため、「地域社会農業時代の農協経済事業」「農家構造の変化と農協の組織基盤への影響」をとりあげた。

今月のテーマ

農協の変化の方向について考える

今月の窓

(株)農林中金総合研究所調査第一部長 佐々木隆

安全・安心と地産地消からの見直し

地域社会農業時代の農協経済事業

薦谷栄一 — 2

農家構造の変化と農協の組織基盤への影響

内田多喜生 — 24

談話室

調査とスーブ

早稲田大学社会科学部教授 弦間正彦 — 22

情
勢

都市部におけるJAのイメージとJAへの期待

前JA全中広報部（現在農林中金管財部部長代理） 室 孝明 — 42

組合金融の動き

個人利用者のペイオフ凍結解除への対応

長谷川晃生 — 50

統計資料 — 52

地域社会農業時代の農協経済事業

——安全・安心と地産地消からの見直し——

〔要 旨〕

- 1 米政策改革大綱決定による米政策での国の役割後退方針，WTO交渉でのアメリカ等からの大幅関税引下げ要求，総合規制改革会議等での農協批判等，農協系統を取り巻く情勢は一段と厳しさを増している。
- 2 農協系統からも偽装表示や無登録農薬問題等を発生しており，協同組合組織であるが故に，とりわけ厳しい批判を受けることにもなった。
- 3 こうした批判を受け，系統農協も，経済事業刷新委員会の設置，生産工程管理・記帳運動の展開，全農安心システムの推進等に取り組んできた。
- 4 そして経済事業刷新委員会等での議論を踏まえて第23回 JA 全国大会組織協議案が作成されたが，安全・安心な国産農産物の安定的な提供，地域農業の司令塔としての役割発揮，地域に支持される協同活動の展開，農的価値の提供等が，農協の今日的役割として強調されている。
- 5 こうした全国的な動きに先行して，経済事業の改革等に取り組んでいる農協も少なくなく，JA 越後さんとうは地域農業戦略，JA 甘楽富岡は少量多品種生産からの改革，JA 兵庫六甲は地場販売の強化，JA 都城は畜産の地産地消に取り組み，成果をあげてきた。
- 6 情勢等全般的動向，事例等を踏まえて，日本農業のすすむべき方向と考えられる地域社会農業という視点から系統経済事業のあり方を考えると，安全・安心と環境保全型農業，地産地消，営農指導の強化と多様な担い手による生産体制の構築，契約生産・出荷を強調した系統共販，システム化の戦略的構築と活用，消費者との連携と広報の強化が求められる。
- 7 農協，特に経済事業や営農指導事業の改革に対する世間の関心が高まっているが，これら乗り越えて事業の見直しをはかり，成果をあげていくことが，日本農業の再生のための必要条件でもある。

目 次

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1 はじめに | 5 地域社会農業と農協 |
| 2 偽装表示事件等による信頼喪失 | (1) 安全・安心と環境保全型農業 |
| (1) 事件等の経過と内容 | (2) 地産地消への取組み |
| (2) 政策対応 | (3) 営農指導強化と多様な担い手による生産体制構築 |
| 3 系統農協の対応 | (4) 契約生産・出荷を強調した系統共販 |
| (1) 事件発生から今日まで | (5) システム化の戦略的構築と活用 |
| (2) 第23回 J A 全国大会組織協議案 | (6) 消費者との連携と広報の強化 |
| 4 すでに始まっている経済事業改革(事例) | 6 おわりに |

1 はじめに

農協系統を取り巻く情勢は一段と厳しさを増している。

一つは米政策改革大綱にともない消費者重視、市場重視の視点から、国の役割が一段と縮小され、民間の果たすべき役割が強化されることになったが、米生産の過剰基調の中で我が国の稲作経営を守り、かつ流通が大きく変化する中で農協の事業を確保し経営を維持していかざるを得なくなった。食管制度からの食糧法へのソフトランディングから、食糧法の本格的な展開への移行である。

第二がこの背景にある輸入攻勢で、自給率向上対策に努めながらも、食料自給率は40%(カロリーベース)で横ばいを続けている。今般のWTO交渉ではアメリカ、ケアンズ諸国等から関税の大幅引下げを求められており、交渉の先行きは予断を許さない。

(注1)
第三に総合規制改革会議や経済財政諮問

(注2)
会議において、農協の事業運営、系統経済事業の見直しや、独占禁止法適用除外を問題視するとりまとめが行われている。

第四に、偽装表示や無登録農薬問題等、食の安全・安心をめぐる事件が相次いだ、残念ながら農協系統もその当事者のうちではなく、協同組合組織であるが故に、とりわけ厳しい批判を受けることにもなった。

こうした情勢や批判を受けて、この10月に開催予定の第23回 J A 全国大会の議案作りのためにまとめられた組織協議案は、経済事業に力点が置かれたものとなっている。

以上のように、系統農協のあり方、事業運営等についてさまざまな議論が展開されているが、議論が錯綜している感なきにしもあらずである。本稿では、WTO体制下の日本農業の方向としての「地域社会農業」^(注3)という視点を置きながら、系統経済事業とそのベースとなる営農指導事業に焦点をあて、系統経済事業を中心とした農協の役割・機能についてあらためて整理・確認することとする。

(注1) 01年4月に設置された総合規制改革会議は、02年3月、規制改革推進3か年計画を決定しているが、その中の農林水産業・流通関係分野では、農地利用規制の適正化等による優良農地の保全、農協の事業運営・系統事業の見直し(経営の健全性の確保、分社化・事業譲渡等)、が書き込まれている。そしてこの中で協同組合への独占禁止法適用除外についても問題視しており、これがその後の農協のあり方をめぐる議論の通奏低音ともなっている。

(注2) 01年1月に設置された経済財政諮問会議で、02年4月に武部農林水産大臣(当時)が説明した「食と農の再生プラン」では、農協改革を農業構造改革の一つとして位置づけている。そして農協改革の4つの検討課題として、消費者ニーズへの的確な対応、組織・事業の効率化・スリム化、アグリビジネスとの公平な条件の確立、補助金依存体質からの脱却、が掲げられ、これに沿って「農協のあり方についての研究会」が設置され検討が行われてきたが、この3月に報告書「農協改革の基本方向」がとりまとめられ答申された。

農協改革の基本方向として、国産農産物の販売の拡大、生産資材コストの削減、生活関連事業の見直し、経済事業等の収支均衡、があげられている。そしてそのための農協改革の推進力として、中央会のリーダーシップの発揮、全国的な農協改革実践運動、全農改革の断行、が期待されている。

(注3) 拙稿「地域農業、そして地域社会農業へ」本誌03年4月号。

2 偽装表示事件等による信頼喪失

1章であげた四つの情勢のうち、はじめの三つは農協系統にとっては基本的に外部要因と位置づけることができるが、ここでは内部要因として位置づけられ得る食と農をめぐっての事件にからんでの情勢のみ、取り上げる。

(1) 事件等の経過と内容

a 偽装表示

01年9月に我が国でもBSE(牛海綿状脳症)が発生したが、これにともなう生産者の打撃を緩和するため10月から11月にかけて未検査牛肉の買上げ・市場隔離が行われた。雪印食品の関西ミートセンターは、オーストラリア産牛肉を国産牛の箱に詰め替えて偽装を行い、補助金を不正に受給したことが、02年1月に発覚。その後、日本を代表するいくつかの食品企業が同様に、補助金の不正受給を行っていたことが判明するとともに、BSEがらみだけではなく、また農産加工品をも含めて偽装表示があることが次々と発覚し、厳しい社会的批判を受けることになったものである。

こうした中で、02年3月、全農チキンフーズが鹿児島くみあいチキンフーズを通じて加工したタイ産と中国産の鶏肉を国産と偽って表示し、埼玉県内の生協に販売したことが判明。すぐさま続いて茨城玉川農協が東都生協と産直契約を締結している豚肉の一部に契約と異なる豚肉を使っていることが判明した。その後もいくつかの農協での虚偽表示が判明し、最近では、全農ふくれんが、生協から受託製造した茶3製品で、県外産を混ぜたり、契約と異なる製品を販売していたことが明らかとなり、農林水産省から全農に対して業務停止命令が出されている。

b 無登録農薬

02年7月、山形県において無登録農薬

であるダイホルタン、プリクトランを販売していた2業者が、農薬取締法等違反の容疑で逮捕された。

これにともない農林水産省は各都道府県に対して、情報の収集と販売業者等への農薬取締法にもとづく立入検査を指示するとともに、すべての農薬販売業者への無登録販売に関する総点検を実施した。

この結果、全国に約7万ある農薬販売業者の営業所数のうち、過去3年以内で無登録農薬を販売したものが254あることが確認された。そして、このうち20の農協の50営業所でも無登録農薬を販売していたことが判明した。

(2) 政策対応

BSEや偽装表示、無登録農薬問題等の発生を受けて、03年3月から改正農薬取締法（無登録農薬の輸入、製造、販売、使用の禁止。有機栽培で、病虫害防除に使用されている食酢等を「特定農薬」にして、例外扱いとした）が施行されるとともに、食品安全基本法（食品の安全確保の基本理念を定めるとともに、食品の安全性を科学的に評価する食品安全委員会の設置）、農林水産省設置法改正（食糧庁を廃止し、消費安全局を新設）、牛肉トレーサビリティ法（牛肉の生産・流通・消費の各段階で、個体識別番号が正確に管理・伝達される制度の構築）、食品安全確保関連法（食品安全基本法制定にともなう肥料取締法、家畜伝染病予防法等の改正）、HACCP（危害分析重要管理点方式）法改正（現行法の適用期限を5年間延長等）、飼料安

全法改正（有害な物質を含む飼料の製造、販売、輸入、使用を禁止）、食品衛生法（と畜場法、食鳥処理法を含む）改正（残留基準を設けていない農薬を検出した食品の流通禁止、食品表示違反などの罰則強化）、健康増進法改正案（健康の保持増進の効果などについて、虚偽や誇大広告などの表示の禁止）がこの4～6月に成立している。このように、政府は02年4月に発表した「食と農の再生プラン」に、その後の情勢変化も織り込みながら、食品の安全行政を本格化させつつある。

3 系統農協の対応

(1) 事件発生から今日まで

系統農協も内外からの厳しい批判を受け、矢継ぎ早に対策を講じてきたが、これらへの取組みの積み重ねがJA全国大会組織協議案として凝縮されることになる。

<経済事業刷新委員会>

偽装事件発生にともない、対応の軸となっているのが経済事業刷新委員会である。JA改革推進本部委員会のもとに、農業者・農協代表に、外部から消費者・学識者等を加えて、02年4月に設置された。

本委員会は、JAグループ全体の食品表示にかかる自主点検・検証の実施、経済事業システムの刷新方策検討、JAグループにおける国産農産物の安全・安心システムの展開についての検討・実施を行うことをねらいとしている。

早々に02年6月には経済事業刷新についての中間とりまとめを行い、消費者に信頼

される経済事業システムの刷新方策（産地偽装・優良誤認，表示制度，消費者窓口相談，加工・流通段階における安全・安心の確保，消費者と連携した地域での営農・販売の取組み，トレーサビリティを中心とした安全・安心システムの展開，食品の安全・安心についての考え方）と，経済事業の構造や組織・ガバナンス（経済事業の意識構造の変革，経済事業におけるガバナンスのあり方，経済事業における危機管理・法令遵守）についての基本方向を打ち出した。

その後，無登録農薬使用問題等が発生したことから，中間とりまとめを踏まえて「安全・安心な農産物供給のための自主行動基準」の策定について協議が行われ，さらに農林水産省の「農協のあり方研究会」での検討の方向をも勘案して，経済事業改革の方向について議論が行われ，これらがJA全国大会組織協議案に反映されてきた。

<生産工程管理・記帳運動>

経済事業刷新委員会での中間とりまとめに続いて，7月に決定された「食料の安全・安心確保に向けたJAグループの取組方針」の柱として，生産工程管理・記帳運動が位置づけられている。偽装事件からの信頼回復をはかるためには生産履歴の開示，いわゆるトレーサビリティ・システムの確立が不可欠であることから，その前提となる安全な農産物づくりと，その記帳^{（注4）}への取組運動を開始している。

<全農安心システム>

こうした取組みのモデル，下敷きとなっ

ているのが全農の検査・認証制度である「全農安心システム」である。00年10月に開催された第22回JA全国大会に先立ってスタートさせたもので，生産指導をもとに消費者，取引先等のニーズに対応した農産物生産を振興するとともに，その生産方法，生産工程等に関する情報を開示し，これを検査認証することにより客観化しようとするものである。

全農安心システムは，有機農産物には限定せず，国産農産物全般を対象，法律にもとづくシステムではなく，あくまで全農による自主検査認証，JAS法有機認証システムでは任意とされている残留農薬検査の義務付け，等の特徴を有している。

四つの部門，すなわち米穀部門（安心米），園芸部門（安心野菜），畜産部門（ナチュラルビーフ），複合部門（地域循環型農業）に分けて認証が行われており，03年3月13日現在での認証実績は37産地，31加工場と，地道に実績を重ねつつある。

（注4） 具体的には，生産者は適切な生産基準にもとづいて生産（生産工程管理）を行い，その内容を記帳することになるが，農協はこうしてできた農産物を分別管理して販売し，消費者や取引先に対して生産情報を開示していくことになる。記帳は3種類の生産日誌，すなわち栽培日誌，防除日誌，収穫出荷日誌，からなり，栽培日誌では圃場概要，作業工程，収穫量，投入資材の施用内容実績を，防除日誌では防除に用いた農薬を，収穫出荷日誌では収穫・出荷についての実績を記帳することになる。

生産者は生産基準ごとにグループ化され，グループの中から生産工程管理責任者が選出されるとともに，農協は各グループについて生産工程管理担当者，出荷管理担当者，情報管理担当者を決める。記帳の確認はまずは生産者自らが自己点検を行うが，生産工程管理担当者，集出荷担当者による担当者点検も行われ，点検結果は生産工程管理責任者に報告されるとともに，グル

ープメンバーの指導に役立てられることになる。

こうした生産工程管理，記帳にともなう情報は，生産者グループ単位で包装資材にシール等を貼り，そこにホームページアドレスを記載し，農産物の購入者がこれを見てアクセスしてくることを想定している。

記帳された書類は，いつでも消費者等からのクレーム，情報開示要求に対応していくため保管される。農協によっては記帳内容をファックス等で農協に連絡させ，これをデータベース化することによって迅速な対応を可能にすると同時に，これを有機認証等書類作成にも利用することにより，生産者等の事務処理の合理化，さらには生産・販売，経営管理等，多目的かつ有効に活用していくことまでをねらいとしている。

(2) 第23回JA全国大会組織協議案

この10月に開催予定の第23回JA全国大会で，今後3年間のJAグループあげて取り組んでいく方向なり重点実施事項が決議されることになっているが，目下，そこでの議案を決定していくための組織協議が行われている。ここで決議される議案は，JAグループの基本法とでもいうべき重要な意味を担っているものである。

組織協議案の「JAグループのめざすべき方向」は，5つの今日的役割，3つの基本姿勢，4つの重点目標，が掲げられ，これに続いて「JAグループの重点実施事項」が展開されている。^(注5)

そして，経済事業については早急な手当てが必要であるとして，JA全国大会前までには，各農協の事業部門別，支店等別に損益を把握するとともに，農家，組合員等の要望も反映した経営改善目標，要員計画作成をすすめることにしている。

さらには，経済事業の収支均衡を目指す経営目標の設定，生産履歴記帳運動等重点改革項目の取組度を評価する手法の導

入，を柱とする「経済事業版・自主ルール」の導入も決定されている。

まさに背水の陣とも言うべき取組みを展開しつつあるのである。

(注5) その要点は以下のとおりである。

「JAグループのめざすべき方向」

< JAの今日的役割 >

安全・安心な国産農産物の安定的な提供
地域農業の司令塔としての役割発揮
地域に支持される協同活動の展開
農的価値の提供
国民経済に果たすJAの役割

< 取組みの基本姿勢 >

信頼
改革
貢献

< 取組みの重点実施事項 >

安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興
組合員の負託に応える経済事業改革
経営の健全性・高度化への取組強化
協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化

「JAグループの重点実施事項」

< 1 安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興 >

生産・流通段階の安全・安心の取組み：生産履歴記帳運動，品質管理，食の安全・安心委員会の設置

生産・消費を通じた食料自給率向上の取組み：麦・大豆・飼料作物等の生産振興，日本型食生活の普及推進，農業振興条例策定の働きかけ

地域農業戦略を基本とした米改革の推進と営農販売の強化：地域農業戦略の見直しと地域水田農業ビジョンの策定，生産者組織の再編，多様な販売チャネル，営農指導体制の整備・効率化

地域における担い手の育成・確保と支援対策の実施：地域の担い手の明確化・共有化，担い手対策の取組強化，集落営農育成と段階的法人化，JAによる法人化支援策法人化への対応

販売を起点としたJAグループ米事業の改革：販売を起点にJAの取組みを基本とした米事業への転換，消費者接近型の販売事業の展開

環境等に配慮した地域農業の振興：環境保全型農業の推進，耕畜連携を軸とした資源循環型農業の推進

公平な貿易ルールづくりと農業経営の安定対策の拡充：公平な貿易ルールづくりへの働きかけ，国際競争に耐えうる生産基盤の強化，

経営安定対策の拡充

地域からの情報発信と理解促進をはかる広報・農政活動の展開：JA・県域での担当部署・消費者窓口の設置，統一広報の検討，市町村段階でのフォーラムの設置

< 2 組合員の負託に応える経済事業改革 >

JAの経済事業改革（JAの直接販売3年間で2倍程度／原則輸入農産物を扱わない運動提起／3年以内に配送拠点を1JA1ヶ所以下／赤字事業の統廃合や外部化／JA全体の要員数3年で10%削減）：販売事業戦略の見直し，生産資材価格の引下げ，生活関係事業について事業範囲の見直しと外部化の観点で取り組み

統合効果を発揮する全農事業システム改革（全農安心システムの取扱高05年度までに10倍以上／弾力的な価格設定／Aコープの広域会社化）：全農はJAの経済事業改革を支援促進する観点から，県域・全国域の枠組みを払拭し，一体となって，統合連合組織として最も効率的な事業システムをJAに提供するため，事業システムを抜本的に見直し経済事業改革を確実に実践する仕組みの構築：経済事業改革を確実に実践するための実践・推進体制の整備，JA全国大会までの経済事業改革の実践，中央会を中心とした経済事業改革の促進，経済事業改革の進捗管理と評価

< 3 経営の健全性・高度化への取り組み >

～ 略

< 4 協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化 >

～ 略

4 すでに始まっている 経済事業改革（事例）

こうした全国的な動きに先行して，独自に経済事業をはじめとする事業見直しに取り組み始めている農協も少なくない。網羅的，体系的ではないが，ここで注目すべき活動を展開している農協の事例を取り上げておきたい。

a JA越後さんとう（新潟県）

（注6）

——地域農業戦略

< 位置，環境 >

01年3農協が合併したもので，農業振興を先導的に取り組んできたのが旧JAこしじである。（以下は基本的に旧JAこしじを対象とする。）

米の単作地帯にあり，平均耕作面積は17haである。

< 農協の姿勢，組織等 >

「環境にやさしい未来農業をめざして」「地域とともに 地域社会との共生」の二つを経営理念としている。

また，「地産地消は生産と生活の結合であり，農業の原点」でもあるとして，生産と生活を一本化して営農事業に位置づけ，生活に根ざした総合産地化を実現しようとしてきた。

< 販売戦略と成果 >

米については「安全・安心な健康米」づくりと分別管理による有利販売を基本にしている。

すなわち東京都ガイドラインスーパーコシヒカリ（特別栽培米），農水省ガイドラインスーパーコシヒカリ（特別栽培米），一般コシヒカリ（土づくり特殊栽培米），魚沼コシヒカリの四つに分別されている。

さらに人工衛星から稲を撮影してその葉緑素量を解析し，刈り取り前の生籾のタンパク含量を割り出して価格差を設けている。チッソの施用を控えるとタンパク含量が多く食味もいいという相関関係を活用して，人工衛星によって水田の一筆管理を可

能にしているものである。そしてこうしたきめ細かな分別管理を可能にしているのがカントリーエレベーターの存在である。

一方で、水田単作から脱却して総合産地化にも取り組んでおり、地産地消の推進、地域内自給率を45%（カロリーベース）に引き上げることを当面の目標にしている。農産物直売所での販売に力を入れており、合併後の管内6町村にはすべて農産物直売所が設置されている。野菜にとどまらず、味噌、漬物等加工品にも力を入れており、「農協が仲介してそのおすそわけを地域内の消費者の食卓に届けて」いくという考え方を基本にしている。

< 担い手と営農指導 >

集落営農を推進してきたが、担い手の高齢化にともない流動化した農地が増加している。そのための受け皿づくりが必要であるとして、「集落営農の延長としての法人化」という方針のもとに、任意生産組織を段階的に法人化して、1集落1法人を設け、土地利用型農業の主たる担い手として育成してきた。あくまで兼業農家と共存可能なかたちで法人化が推進されてきた。

一方、女性や高齢者を中心とした多様な担い手による少量多品種の生産体制づくりもすすめられてきた。

< 安全・安心 >

地域内の農業資源を循環利用しての堆肥製造による土づくりを行い、「安全・安心な健康米」として減農薬減化学肥料による栽培に取り組むとともに、土壌分析も行ってきた。

< その他 >

農協の農業振興策と町づくり計画が整合性をもち、かつ農業を軸とした地域作りをすすめていくため、農家、地域住民、農協、行政が一体となって取り組んできた。町の「農業総合整備構想」では、「個性豊かなゆとりと潤いと活力のある田園都市越路町」がビジョンとして掲げられている。

b JA甘楽富岡（群馬県）

（注7）

——多品種少量生産からの改革

< 位置、環境 >

群馬県の南西に位置し、首都圏まで高速道路を使えば車で1時間前後。典型的な中山間地域にあり、水田は少なく、養蚕とコンニャクが主要農産物である。

< 農協の姿勢、組織等 >

5つの原則を置いている。

農協の本業である営農関連事業の独立採算を目指す。

生産者手取りの最優先

平等の原則から公平の原則への転換

農業を基軸とした地域づくり

IT活用による事業変革

「本業回帰が農協改革の出発点」であるとして、指導、販売、購買、加工、利用の5部門からなる営農事業本部を設置し、営農関連事業の独立採算制を採用している。

< 販売戦略と成果 >

農村労働力の流出と養蚕の衰退によって、地域農業の見直しを余儀なくされ、地域特性を生かしての多品種少量生産に転換した。

97年に「甘楽富岡地域農業振興計画『ベジタブルランドかぶらの里』」を策定し、「首都圏の消費者ニーズに適合した生鮮野菜を開発する。一方で地場消費を起こし、地域消費に対応した農業生産で、地域の野菜の総合産地として再生」することを打ち出した。

地場消費を掘り起こし、地域自給をたかめていくために、農協直営の「食彩館」を設け、生産者が出荷する農産物については、生産者が自ら包装し、値決めも行い、消費者の反応、売れ行きをみながら腕を磨いていくことができるようにしている。一定水準にまで達した生産者は、量販店に設置された農協の直売コーナー「インショップ」、さらには市場への出荷へと移行していくステップアップ方式が取り入れられている。

そして食彩館、インショップで販売される野菜は、朝どりの“D-0(デイ・ゼロ)”を目玉としている。

99年度の農産物販売額は102億7千万円で、量販店・生協への複合相対取引が約65%、市場出荷が約28.7%、直売部門が約6.3%となっている。

< 担い手と営農指導 >

農家を土地所有型農家、自給型農家、販売型農家の三種類に分け、高齢者や女性が気軽に野菜生産に取り組める小規模野菜生産集団を育成するとともに、需要に対応した生産を実践できる地域づくりをすすめてきた。これが生産技術のレベルアップにともなう出荷先のグレイドアップと連動している。

営農指導員を50数名に増強するとともに、管内ナンバーワンといわれる熟練の専業農家を「営農アドバイザリースタッフ」として委嘱し、販売に見合った営農指導体制強化に努めてきた。

< 安全・安心 >

養蚕時代には県防除指針により低毒性農薬が指定されており、野菜に切り替わった現在もこの指針にもとづき、低毒性農薬を使用し、天敵も活用できるようにしている。

< その他 >

多品種少量生産とその出荷を可能にしているのが、電算システムで、資材の予約購買によって、「その作目の作付け段階で、管内の栽培面積をほぼ把握している。したがって管内の生産物の出荷時期と品目別生産量もほぼ予測」可能となっている。さらには「だれがいくら売ったか」というような個別生産者の売上データや、何の品目がどこにいくら売れたかという品目別データまで収集」されている。

また、「遊休荒廃農地活用プロジェクト」を立ち上げており、潜在的生産者掘り起こしによる多品種少量による野菜生産の拡大をはかる第1構想、梅や花木栽培、レンタルカウ制度を導入する第2構想、防災公園・クラインガルテンをつくる第3構想までである。そしてこの構想のねらいは、「防災機能による地域住民の安心・安全な生活の創造、農業を基本とした新たな観光資源と人々の豊かな生活文化の創造、農業を通じた生涯教育による人材の創造、農業を通じた癒しや憩いによる心身の健康の創造な

ど」に置かれている。

c JA兵庫六甲（兵庫県）
——農都不二で地場販売強化^{（注8）}

< 位置，環境 >

神戸市，尼崎市，西宮市等の大都市も含めて管内7市1町，総人口311万人の大消費地圏にある。00年に9農協が合併し，組合員数4万の大型農協である。

< 農協の姿勢，組織等 >

「06ビジョン（計画）」において，地産地消のキーワードとして“身土不二”に“農都不二”を加えた。流通構造の変化・多様化に対応していくためには，民間企業に負けないだけの営業力と企画力を獲得し，「農協から有利販売のスタイルを提案していく」ことが必要であるとしている。また，生産額220億円の管内農産物を地元で全量販売できる体制の確立に努めている。

< 販売戦略と成果 >

旧JA神戸西では，農協が契約農家グループを組織化し，量販店の店舗や集荷センターに野菜を直接運ぶ「JAダイレクト便」を開始し，02年度は農協の青果物販売額の約1割をこれによって販売している。

しかしながら生協，量販店の競争が激化するのにもない，小ロットによる安定供給を強く求められるようになり，直売所での販売に入力するようになってきた。内容的には，これまでの女性組織主体の小規模直売所「農協市場館」から，専業農家も出荷する大型直売所に重点を置くようにし，合併後3か所でオープンした。

この方針変更の底にあるのが，阪神市場から地元新住民へのターゲットの転換である。これを可能にするため青空市での経験を5年間積み重ね，多品目栽培への切り替えを行うとともに，出荷組織を育成してきた。

< 担い手と営農指導 >

同じ農協の管内とはいえ，地域ごとに性格が異なることから，管内を4つのブロックに分け，地域特性に応じた営農振興をはかっている。営農総合支援センターを拠点に営農相談体制の強化に努めているが，販売戦略の実践を可能にする大きなポイントは，営農相談員がきめこまかに地域の組合員に対応できるかどうかであり，営農指導員の組織作成能力と運営能力が問われているとしている。

< 安全・安心 >

有機農業運動の先進地として環境保全型農業を掲げて生協や消費者グループとの産直提携に早くから取り組んできた実績を有している。

< その他 >

合併組合の一つ旧JA神戸西は，阪神大震災の際の炊き出しをはじめ，被災地の食を支えた活動で知られている。そして，目下，JA兵庫六甲が中心となって，旧JA神戸市西管内を対象に地元で生産された農産物と交換できる地域通貨「KOBE たべもの通貨」の導入が検討されている。

農協，生協，生産者，消費者団体，環境NPO，福祉NPO，地元企業等が出資して「たべもの通貨協議会」を発足させ，出資金を基に通貨を発行していく構想である。

農業体験・援農や観光農園の利用，生産者と消費者の交流イベント等へ参加した場合に地域通貨が交付され，JAの直売所で農産物を購入する代金の一部に充当できるほか，生産者が農業資材を購入する場合，あるいは買い物代行，パソコン指導等，市民相互のサービス交換の場合にも使用可能にすることが計画されている。

「KOBE たべもの通貨」によって環境保全機能（たべもの通貨による環境NPO活動の支援），コミュニティ再生機能（地域生活者の潜在能力を引き出し，市場にたよらない相互扶助関係創出），トレイサビリティ機能（顔の見える関係を構築し，生産工程の管理と記帳），地域経済活性化機能（活動の活性化による事業者，生活者への利益還元）の発揮が期待されている。

d JA都城（宮崎県）
（注9）
——畜産の地産地消

< 位置，環境 >

宮崎県の南西部，霧島山の東南側，都城盆地の中央に位置する南九州の中核都市で，全国でも有数の畜産地帯を形成している。同市の農業粗生産額332億円（99年度）のうち畜産は261億円と78.6%を占めており，肉用牛63億円，乳用牛30億円，豚94億円，鶏72億円と，各畜種ともに一大産地を形成している。

< 農協の姿勢 >

経営方針として4つの柱を掲げている。

組合員（利用者）との密接な関係の構築

組合員（利用者）ニーズに沿った事業の展開

高品質のサービスと商品の提供

組合員（利用者）への最大の利益提供と農協の経営安定

BSE発生以降は地産地消への取組みを一段と強めている。

< 販売戦略と成果 >

都城市は，89年に健康な都市づくりを目指して「ウエルネス都市宣言」を行い，その広がりの中で，都城のPRと地元産業の振興と発展をはかるため「ウエルネス都城ブランド確立事業」と，その具体化としての「ウエルネス都城産品推奨運動」に取り組んできた。

このウエルネス都城産品推奨運動は，都城産である（識別機能），生産者・製造者の顔が見える（信頼機能），元気がつまっている（意味付け機能），の三つの機能をもとに，一定の基準を満たした産品を「ウエルネス都城産品」としてシールを貼って推奨している。これによって都城産品の特徴を広くアピールするとともに，地産地消，地元産業の振興をねらいにしている。

02年10月末現在で，9事業者，29品目が推奨されており，具体的にはジャンボインゲン，小松菜，大根，サツマイモ，ごぼう等各種野菜（推奨基準は有機JAS認定），牛肉（黒毛和牛で，日本格付協会の格付等級が4等級以上），加工品では有機らっきょう甘酢漬（有機JAS認定），さらには大弓，木刀，ロクロ工芸品等（経済産業大臣指定伝統的工芸品，宮崎県指定伝統工芸品）が対

象となっている。

この運動の事務局は市役所のウエルネス課に置かれているが、当農協も本運動の企画段階から市と一体になって取り組んできた。そもそも畜産の指導・販売にはきわめて熱心な取組みを積み重ねてきており、肥育牛課を設置し、技術向上による高品質の牛肉生産の指導に努めており、この結果牛肉についてはJA都城肥育牛部会（会員生産者140戸、飼養頭数約1万3千頭）が推奨事業者の指定を受けている。

そして牛肉だけでなく農産物全体の地産地消を推進していくために、国道10号線沿いに、延床面積1,145㎡の「産地形成促進施設・ATOM（アトム）」を設置し、「都城和牛」はもちろんのこと、「都城馬刺し」「都城豚」「都城米」「都城野菜」、さらには「都城漬物」までふんだんに並べられており、生産部会、アトム朝市会、JA女性部等から商品を調達している。ATOMの売上高は約5億円（02年度）で、このうち地元農産物は牛肉2.4億円、野菜0.2億円等となっている。またATOMのある同じ敷地内にJA直営の「リバーサイドマックレストラン」があり、ここで「都城和牛」を使った料理の食体験ができるようになっている。

当JAは、ATOMだけでなく、このほかに9の直売所を設けており、これに管内に7つある朝市を加えた「地産地消に関する農産物販売所」の地図入り一覧表を作成・配布するなど、地産地消に徹底的にこだわった取組みを展開している。さらにはコープ宮崎都北店への地場野菜供給、地場産業

振興センター等に対する支援にも力を入れている。

< 担い手と営農指導 >

品質向上と技術のレベルアップをねらいに二つの肥育牛センター（常時肥育頭数は、両センター合わせて約500頭）を保有・運営しており、肥育牛センターで飼料供給方法や血統等さまざまなデータがとられ、これらを解析した結果がJAの7名の指導員によって生産農家指導にフィードバックされ、地域全体の技術水準のレベルアップ、肉質向上をもたらしている。

< 安全・安心 >

BSEが発生する以前から個体管理を導入しており、このため独自の耳標を採用して管理を行ってきた。BSE発生後は全国システムに合わせているが、トレイサビリティは当然のこととして取り組まれてきている。

（注6） 農山漁村文化協会「特集 JA越後さんとうの『営農復興』」自然と人間を結ぶ・農村文化運動167を参照した。

（注7） 農山漁村文化協会「特集 JA甘楽富岡IT革命」自然と人間を結ぶ・農村文化運動157、同「特集 JA甘楽富岡に学ぶIT時代の農協革命」同161を参照するとともに、黒澤JA甘楽富岡営農事業本部長（当時）からのヒアリングによる。

（注8）「農の未来—営農販売強化への道」地上03年6月号を参照するとともに、JA兵庫六甲本野営農事業本部・専任管理職からのヒアリングによる。

（注9） JA都城資料、および同JA中村氏からのヒアリングによる。

5 地域社会農業と農協

あらためて系統経済事業を中心に農協の役割・機能について整理していくにあつ

て、筆者はこれからの日本農業のすすむべき方向から考えるべきであり、これと現場での実践事例とを重ね合わせることによって、農協に期待される役割・機能が見えてくるように考える。

WTO体制下の我が国農業を守っていくためには、直接支払等支援と国境措置による経営の下支えと激変緩和を前提としながら、適地適作で安全・安心な農産物を生産していくとともに、地域自給、地産地消を基本に、食文化を尊重し、景観やそこに住むこと自体が誇りと感じられるような農業・農村、そして消費者とのコミュニケーションの形成が重要であるとして、これらを総合した取組みの中における農業を「地域社会農業」^(注10)として、これを強調してきた。

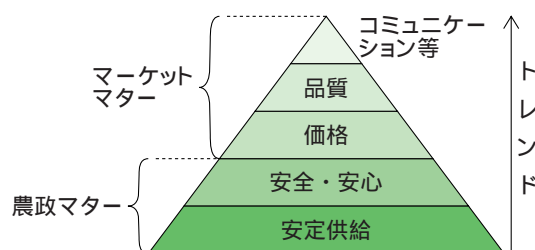
すなわち、系統経済事業をめぐるさまざまな次元からの批判、提言等がなされているが、地域社会農業を軸にしながら農産物流通、営農、そこでの農協の役割・機能を整理していくことが重要である。

農業（農産物）は、安定供給、安全・安心、価格、品質、コミュニケーション等の各要素に分解される（第1図）。食料が潤沢に供給され、また所得が向上するにつれて、より品質、コミュニケーションが重視されるようになるのが基本的構図である。

（1）安全・安心と環境保全型農業

ここで我が国農業の大きな方向性は品質重視、コミュニケーション重視ということになるが、当面の最大課題は安全・安心の確保である、ということがいえる。

第1図 農業（農産物）の諸要素



資料 筆者作成

a 安全・安心

すなわち輸入との関連でいえば、野菜の場合、以前は我が国では生産されないもの、あるいは季節のずれや逆転を利用したの輸入が主であった。これが近時の中国、韓国からの輸入については出荷時期はほとんど関係なく、低価格による大量供給によって、国産野菜が席捲されてきた。

しかしながら一昨年暮れに発覚した中国野菜残留農薬問題は、低価格といえども当然のこととして前提されていた安全・安心が脅かされることになり、急激に増加してきた輸入が停滞することとなった。

ところが、その後、我が国で偽装表示や無登録農薬問題が発生し、国産だからといって決して安心はできないとして、消費者の国産に対する信頼もまた大きく揺らぐことになったのであった。

安全・安心は基本的ニーズであり、この安全・安心対策は、価格、品質等に優先して講じられるべきである。中国では02年8月に「輸出入野菜検査検疫管理弁法」を制定し、登録認定された野菜栽培基地からの輸出だけが認められるようになり、厳しい

農薬の管理体制がひかれ、すべての農薬使用を記録することが義務づけられている。また、中国国内に流通する農産物についても「無公害食品行動計画」に国をあげての取組みをすすめており、遠からず「無公害食品」が流通する農産物の大宗を占めることが期待されている。したがって、安全性を獲得した中国野菜の日本への輸出が勢いを再び取り戻す日は、そう遠くはないものと見込まれる。

我が国農産物での残留農薬問題は心配ないとはされているが、現状、環境保全型農業の取組面積割合は16.1%（01年度）にすぎず、減農薬減化学肥料栽培等への取組みを本格化させ、一般化させていくことが必要である。

b トレーサビリティー

安全・安心に関連して、偽装表示事件発生以降、我が国行政がもっとも力を注いできたのがトレーサビリティーの確立である。偽装表示、虚偽表示を排除し、消費者の信頼を回復するため、消費者が農産物を購入するにあたって、その農産物の川下から川上までさかのぼって、その生産、加工、流通にかかる履歴・情報がわかるようにするものである。

そしてこの5月に成立した食品安全基本法に続いて、この6月には牛肉トレーサビリティー法も成立しており、これを牛肉以外の畜産物や、米、野菜・果実にも広げようとする動きもある。

基本的にトレーサビリティーは記録に手

間がかかるとともに、加工・流通工程での分別管理が必要であることから、そのための設備増強を余儀なくされ、情報処理システム構築を含めてコストアップ要因になる。

また、牛のように個体管理ができるものについてのトレーサビリティーは比較的容易であるものの、豚、鶏について個体管理は無理であって群管理とならざるをえず、米等も含めて、分別管理等技術的にもコスト的にも困難性は高い。

なお、トレーサビリティーは、情報が真正で正確であってこそ生きてくるものであり、情報に対する信頼のうえに成立しているものである。生産者なり農産物を扱う関係者とのコミュニケーションが最終的な拠りどころとなる。

系統で取り組んでいる生産工程・記帳運動が基本で、トレーサビリティーがコスト的にも技術的にもさほど負担にならないものに限ってシステム対応していくべきであろう。あくまで生産工程・記帳運動を徹底させ、必要な場合にはいつでも情報を開示できるような状況を早急につくっていくことが前提になる。そして何よりも実態として環境保全型農業による生産を一般化させていくことが本質的に重要である。

環境にやさしい農業により、水田をはじめとする農地の豊富な生態系を維持し、野鳥等が飛来する景観をつくっていくことは、農業の多面的機能発揮の重要な一翼を担うものであり、我が国農業の存在意義、それをもとにした直接支払等支援を可能

ならしめるための必須の材料でもあるのである。

(注10) 地域社会農業を構成する要素は以下のとおり。

< 農業生産 >

- ・ 適地適作
- ・ 在来種尊重
- ・ 多品種少量生産
- ・ 耕畜連携
- ・ 環境保全型農業（エコ農業）

< 担い手 >

- ・ 専業農家，法人経営体を中心に，兼業農家等も含めた地域営農
- ・ 地域の消費者，および都市の消費者も農作業に参画可能

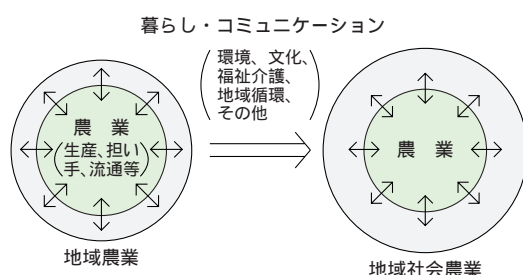
< 農産物流通 >

- ・ 地産地消を中心としながら，原産地表示，独自ブランドをもって広域流通にも対応
- ・ 産直，直売をも含めて多元的に販売

< その他 >

- ・ 都市の消費者もグリーンツーリズム等で交流
- ・ 安全・安心システム
- ・ 食文化，地域文化
- ・ 景観
- ・ 食農教育，味覚教育
- ・ 福祉介護

地域社会農業と地域農業との関係・相異



資料 筆者作成

(注) 農業と暮らし・コミュニケーションとの関係が深化・拡大することによって、農業と暮らし・コミュニケーション双方が相互に作用・影響し合い、質的に変化してくる。地域社会農業の概念等については拙稿「地域農業、そして地域社会農業へ」(本誌03年4月号)を参照のこと。

(2) 地産地消への取り組み

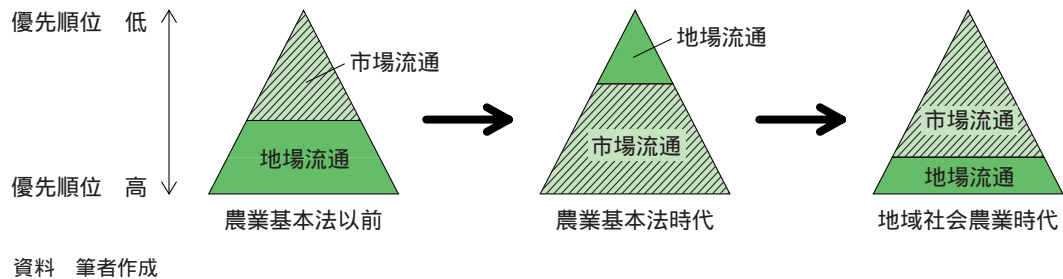
野菜流通に占める量販店の割合は61.2% (99年) にまで増加しているが，量販店のこれまでの価格優先の商品政策は品質重視の政策へと転換しつつある。すなわちこれ

までの規模の経済によるセントラルバイイング，大産地重視から，「鮮度改善」「物流コスト削減」「柔軟な仕入価格の実現」「地域性の発揮」重視へと転換しつつある。^(注11)これは前掲第1図の，より上にシフトしようとしていることを示している。

この傾向は野菜・果実はもちろんのこと基礎的食料である米についても，過剰生産による販売競争激化にともない，品質等による差別化が求められている。これをどうやって育成していくかが問題となってくる。各種ブランド米や鳥取の二十世紀ナシに代表されるような県全体での特産品化もあるが，先に取り上げた事例では，いずれも農協単位での地産地消，地場販売をきわめて重視している。^(注12)こうした傾向は全国的にも見られるもので，輸入農産物が増加し，しかも品質も向上する中で，国産とはいえ，いきなり市場で高い評価を獲得することは容易でなく，まず地元で評価を獲得し，これをもとに市場へアピールしていくように変わってきている。これが地産地消，自給率向上や自給運動と結びつき，地域内での“顔と顔の見える関係”を創出し，地域の活性化をもたらしてきている。さらにこれがストーリー性を持つようになって，市場なりスーパーで流通・販売していく大きな武器となり，また量販店等の戦略ともつながりつつあるのである。そしてより広がりをもった“顔と顔の見える関係”が，地域に人を呼び，都市と農村との交流が広がってきている。

もちろん，地産地消がいくら広がったと

第2図 マーケティングにおける地場流通が占める位置の変化



はいえ，JA兵庫六甲のような環境のところを除けば10%，20%がせいぜいで，市場流通へも依存せざるを得ず，流通の複線化，多様な販売を行っていかざるを得ないのであるが，同じ地場流通ではあっても，第2図のように，その位置づけ，特にマーケティング戦略における位置づけは大きく変化してきている。すなわち市場流通のためにも地場流通による評価獲得が必要な時代となってきたのである。

地産地消をすすめていくためには，在来種を含めた多品目栽培が必要になるとともに，直売施設の設置が不可欠となる。

(注11) 「青果物をめぐる量販店の動向とJAの役割」『月刊JA』03年4月号

(注12) 宮崎県では県全体で地産地消運動を展開しており，都城市はこれの中に「ウエルネス都城産品推奨運動」を位置づけている。なお，県では牛肉を「宮崎牛」ブランドとしている。

(3) 営農指導強化と多様な担い手による生産体制構築

安全・安心で少量多品種栽培を可能にしていくためには，地域営農計画によって，担い手と農地とをマッチングさせていくことが必要となってくる。事例にも見るように，専業農家，法人経営体に兼業農家や高

齢者等も含めての営農体制の整備が必要となる。

そして高品質で，環境保全型による生産が可能となるよう専業農家の技術力・指導力の活用をも含めた営農指導体制の強化が必要であり，直売所や市場で自ら生産した農産物がどのような評価を得ているのか，把握可能なシステムの導入が求められる。

(4) 契約生産・出荷を強調した系統共販

消費者の安全性志向や高品質な農産物へのニーズに対応していくことは，農業生産の前提と化している。しかも安全面での不備や偽装表示等の発生は，情報革命にともなって，発生した個人をはるかに超えて全国の生産者へ影響を及ぼす時代となっている。

これまでの市場販売は無条件委託販売が制度的に保障されており，これをベースに系統共販が構築されてきた。これによって農家は生産した農産物を農協に出荷すれば，卸売市場まで運ばれて販売され，共同計算によって精算された金額が，農協の貯金口座に入金される仕組みとなっていた。これによって農家は生産に集中することが

でき、農協も生産者から市場につなぐことによって手数料収入を得ることができ、手数料が販売事業の主な収益をなしてきた。^(注13)しかしながら生産者による品質等のある程度のバラツキは避けられず、高品質のものを生産・出荷しても、共同計算によりそれが評価・反映されにくい仕組みにもなっており、先進的な農家ほど不満を抱き、系統外に出荷するきらいがあった。

販売環境は一変し、安全、高品質なものでなければ売れにくい時代となりつつある。安全性確保、高品質確保は農協にとって、今や至上命題であり、個別の農家が、農協の指導を受け、基準に沿った安全で高品質のものを、出荷してきたかどうか厳密にチェックし、基準に合致しないものは受け付けるわけにはいかなくなってきている。基準をクリアできない農家に対しては重点的に営農指導を行い、これを早急にレベルアップさせていくことになる。その意味では、これまでの無条件委託販売から、一定の基準をクリアしたもののみを受け付ける契約生産・出荷への転換が求められている。すなわち生産者は売れるものを作り、農協は売れるものののみを取り扱う、言うなれば真の意味での販売事業へと脱皮していく必要があるのである。

(注13) 農林水産省は、規制緩和による卸売市場改革をねらいとして、「食品流通の効率化等に関する研究会」を設け、03年4月にその最終報告書を取りまとめた。

その主な内容は、委託手数料の自由化、卸がスーパーなどに直接売る第三者販売、仲卸が卸を通さず直接産地から買い付ける直接荷引などの規制緩和促進、卸・仲卸の経営改善のため、合併・統合の促進、仲卸への財務指標の導入、

等となっている。

手数料の自由化については準備期間を設け、目標年次を明確にしたうえで推進することを求めているが、今後、卸売市場法の改正等によって、果たして卸売市場の活性化や流通コストの削減が可能になるのかどうか、動向次第では市場流通、ひいては物流全体が大きな影響を受けかねないのである。

(5) システム化の戦略的構築と活用

JA甘楽富岡にみるように、営農情報がしっかりと把握されていれば、計画出荷による有利販売も可能となり、また農業資材等購買事業も効率的に運営することができる。営農情報は有機認証なり、全農安心システム等の認証のための資料としての活用も可能である。

さらには多元的な販売にかかる情報を蓄積・整理することによって、これらを生産にフィードバックさせるなど、システム化を戦略的に仕組み、活用していくことが重要である。

(6) 消費者との連携と広報の強化

消費者重視がますます求められているが、現実には消費者も多様で、安全性等よりも価格優先、農業にはほとんど関心を示さない消費者も多い。

こうした消費者に農業を理解してもらい、農業・農村好きになってもらうのも農協の大きな役割である。

このための朝市、青空市等消費者への直売機会の設置、料理教室、グリーンツーリズム、農業体験等の消費者と交流する機会を企画していくことが重要である。あわせてもっともっと食料・農業・農村について

の消費者の理解を得るために、さまざまな媒体，機会・場を利用しての情報発信が必要である。

6 おわりに

最近の多様な情勢と第23回JA全国大会組織協議案を踏まえて、販売事業を中心とした系統経済事業の果たすべき役割・機能について整理してきた。ここで総括的にいくつかのことを述べておきたい。

第一に、安全・安心についての消費者の信頼を取り戻すことが急務であり、まずは農協系統グループあげてのコンプライアンスの確立が求められる。そしてトレイサビリティの確立も重要であるが、安全で環境にやさしい農業に取り組み、併行してその生産工程管理を記帳していくことが信頼回復のための前提条件であり、これに対応した営農指導体制の強化が急がれる。環境保全型農業の推進と記帳運動の展開が農協の最優先事項とならなければならない。

第二に、輸入農産物との競合が激しくなるなか、マーケティングも価格重視から品質重視へと転換しつつあり、単なる商品としての農産物販売だけでは消費者へのアピールが難しくなり、“地域”を丸ごと売り込んでいく時代、ストーリーを売り込んでいく時代に変化してきている。今後ますますその傾向が強まっていくものと思われるが、これに対応していくためには地域資源を生かし、景観、食文化等を大事にするとともに、消費者とのコミュニケーション強

化が必要であって、地域特性を前面に押し出した、地産地消による地域社会農業の展開が求められる。こうした視点から販売事業、営農指導の方向性を見直していくことが必要である。

第三に、地域社会農業では、出荷される農産物が差別化されるだけでなく、個々の生産農家も多様な取組みをすすめて、自主性、自立性に富んだ個性的な生産農家によって地域社会農業が担われるようになるだろう。そして生産農家は、一定の所得確保を前提にしながら、所得プラス、面白く楽しいからやる農業、都市との交流で賑わい、活気ある農村づくりを志向するようになってきている。まさに、行政、商工会等とも一体となって、地域のコーディネーターとしての農協の役割発揮が期待されるようになっており、JA兵庫六甲で検討されている地域通貨に象徴されるように、農協のNPO的行動が求められてもいるのである。

第四に、地域社会農業重視の経済事業見直しは、系統共販の無条件委託販売から、責任ある生産、責任ある販売を核とする仕組みに変わらざるを得ないのであり、また平等から公正を重視した事業運営への転換が必要とされてこよう。

第五に、特色ある地域の農産物を軸にした農協間ネットワークの形成が求められてきている。地産地消にこだわっても、品揃えには限界があり、それぞれの特徴ある農産物を相互に補完しあっていくことが、直売所等の魅力を高め、差別化にもつながってくるのである。

なお、消費者、さらには一般の、系統農協を見る目は厳しいが、経済事業、営農指導事業に対してことさら厳しいように感じられる。これは裏返して言えば日本農業に農協が与える影響力にはきわめて強いものがあり、それだけに本来的な農協ならではの事業として経済事業、営農指導事業強化についての期待が大きいということでもあろう。農協がこうした危機を乗り越えていくことが、日本農業の再生のための必要条

件でもあるのである。

<参考文献>

- ・拙稿（2003）「地域農業，そして地域社会農業へ」本誌4月号
- ・拙稿（2001）「輸入野菜急増を招く構造変化と系統共販の対応方向」本誌6月号
- ・拙稿（2000）「水田稲作とエコ農業からの日本農業再生」本誌11月号
- ・拙稿（2002）「農業技術力低下から教育を考える」本誌6月号

（常務取締役 蔦谷栄一・つたやえいいち）



調査とスープ

以前、大学の入学案内資料作成のために、当時役職上使用していた教務主任室で、専門家に写真撮影をお願いしたことがあった。そのプロの写真家は、私が自然体で写真の撮影に応じるように、話術たくみに、「いろいろなところへ調査・研究に出かけているようですが、なにか楽しみなことはありますか。」と話しかけてきた。私は、「1年の内、合計で2,3ヶ月、海外へ調査や研究のために出かけることもあり、これらの出張は楽しみというより、時差などに悩まされ、少々苦痛に感じることも多いと思います。しかし、大げさなものではありませんが、いろいろなところへでかけ、現地のスープを飲み比べることが、ささやかな楽しみになっています。」と、返答した。これに対し、シャッターを押しながら写真家は、「いままで味わったスープのうちで、どこのなが一番おいしかったですか。」と尋ねてきた。私は、「楽しんで味わえるのは、ハンガリーのグラージスープですかね。パンもおいしいですし、いっしょに最後まで楽しめます。」とかなり考えて答えた。その間にもカシャカシャとカメラのシャッターは連続して切られ、またたく間に撮影は終了した。会話は写真撮影のために行なわれたので、そこで終了した。なにか楽しそうにしゃべっている写真は、入学希望者のための大学案内に収まったが、まさかスープの話をしているところを撮った写真だったとは、その写真を見た方は思わなかっただろう。

暑い中、調査のため歩き回ったあとのスープは本当においしい。日本のグラスまで冷たくして出てくる冷えた生ビールは、調査対象の体制移行国や途上国ではあまり期待できない。生ぬるいビールを飲むよりは、しっかりと煮込んだ暑いスープを楽しむ方が疲れを癒すことができるような気がする。ハンガリーのスープは、パプリカのパウダーが味付けに使われ、辛くないパプリカをはじめとして各種の野菜と肉などが入っているもので、しかもスープが入っている容器は15分くらいは冷めないようになっている。その上、どうしても熱いものがのどを通らないときには、チェリーやりんごなどが入った冷たいフルーツスープがあるのもありがたい。また、次の約束までに時間があまりないときには、食事を簡単に切り上げるのに、スープは重宝である。

味については、同じ国・地域でも、家庭でつくられるスープの方が、健康に配慮してか塩分が低く、味がうすい。また量も、たいがいの家庭では、お腹のすき具合に合わせて、加減してくれることが多い。沢山の量を客人が食べるのを見て満足する人だけでなく、食事中も楽しく過ごしてもらうように、こちらの希望にそって盛りつけをしてくれる家庭が増えてきている。大変にありがたいことである。これもグローバル化の流れであろうか。

ただし、まだ現地の料理に胃腸があわずにどうしても食事の時間が少々つらくなることもある。中央アジアのウズベキスタンの田舎へ聞き取り調査に行ったときのことである。付近には食堂もなく、農家をお願いして食事を用意していただくことになった。まだまだ中央政府のお役人の影響力は強く、そのルートからのアレンジで訪問した我々に対して、昼食時に羊をまるまる一匹調理して出してくれた。まず、肉をたっぷり入れ、ジャガイモ、にんじん、玉ねぎといっしょに2時間ほど煮込んだ塩味のスープがどんぶりで出てきた。脂でスープの表面がテカテカ光っている。以外とあっさりとした味で、パンを食べながら、そのスープを終了した。その後、羊の丸焼きが出てきた。魚の尾頭付きではないが、頭の部分も大きなお盆の上に乗っている。しかも、頭蓋骨の中に、ギョロツとした眼が2つ収納されている。すると、この農家のご主人が手でその眼球をほじくりだして、私の皿の上に置いた。「この部分が、羊の体の中で一番おいしいのです。客人にぜひご賞味いただきたい。」と言う。「さきほどの大変においしいスープで、お腹がいっぱいになってしまいました。目で楽しませていただきます。ただし、せっかくですので、ここにいるタシュケントからきた客人に一番の幸せを味わってもらいましょう。」と返答すると、タシュケントの研究所の若手研究員は目を白黒させながら、眼球を手でつまみ、飲み込むようにたいらげた。都市で生まれ育ったこの人に大変に気の毒なことをしたが、ご主人は我々の対応に大変に喜び、「おかげさまで調理したかいがありました。」と述べ、以後いろいろと調査に関係することがらについて説明をしてくれた。スープに関しては、熱がよく通っていることもあり、お腹をこわすことなく、どこへいっても心から楽しむことができる。調査遂行上、必要不可欠なものとなっている。

(早稲田大学社会科学部教授 弦間正彦・げんままさひこ)

農家構造の変化と 農協の組織基盤への影響

〔要 旨〕

- 1 1970年代後半から拡大してきた統計上の農家戸数と農協の正組合員戸数の乖離は、2000年には145万戸にまで広がった。両者の乖離の背景としては、農家の定義と農協の正組合員資格要件の違いが挙げられ、また両者の乖離が拡大してきた背景としては、農家の定義及び合併等による農協の正組合員資格の変化や、高齢化・後継者難等による農家の経営規模の縮小が挙げられる。
- 2 農家の定義よりも小規模ではあるが農地を保有する土地持ち非農家戸数の推移をみると、農家戸数と正組合員戸数の格差が拡大してきた80年代後半以降大きく増加しており、正組合員世帯のうち農家定義にあてはまらない小規模な農地所有世帯が増加してきたことが示唆される。
- 3 土地持ち非農家や自給的農家など、正組合員世帯に占める小規模な農地所有世帯の増加は、その意識やニーズがそれ以外の農地所有世帯とは異なるため、農協組織・農協事業にも大きな影響が生じてくる可能性がある。農中総研が実施した地域住民アンケートによれば、自給的農家、土地持ち非農家は、農産物販売に関する農協へのニーズは低いものの、金融共済事業や高齢者福祉等の生活関連事業、さらに農地の維持・管理の役割等については農協へのニーズが高く、正組合員のなかでのニーズの分化がうかがえた。
- 4 また自給的農家や土地持ち非農家などの小規模な農地所有世帯は、その農地利用の特性から、それら世帯の農地の保有規模以上に、地域の農業生産基盤への影響が大きくなる可能性もある。農家及び土地持ち非農家戸数の将来予測によれば、小規模な農地所有世帯の戸数ベースでのウェイトは今後も上昇し、その一方大規模な経営体への農地集積には限界があるため、農地の減少と耕作放棄地の拡大がさらに進むという結果になった。
- 5 農協系統としては、小規模な農地所有世帯から放出される農地を農地として維持する役割、すなわち担い手農家、農業事業体、集落営農組織等へ集積するための調整・斡旋やそのための受け皿組織の育成等の役割を果たしていく必要性が高まっていこう。また小規模な農地所有世帯の集落営農等での役割を考慮すると、放出される農地への対応とともに、多様化する農協へのニーズにも農協系統としてできるだけ対応していく必要がある。

目 次

はじめに

1 農家戸数と正組合員戸数の推移

- (1) 長期的にみた農家戸数と正組合員戸数の推移
- (2) 地域別にみた農家戸数に対する正組合員戸数の比率変化
- (3) 正組合員戸数と農家戸数の乖離及び乖離の拡大の背景について

2 土地持ち非農家を考慮した農家戸数と正組合員戸数の比較

- (1) 全国推移
- (2) 地域別推移

3 農家構造の変化による農協へのニーズに対する影響

- (1) 農家区別にみた農協へのニーズの特徴
- (2) 農協へのニーズの数量化3類による分析
- (3) 自給的農家，土地持ち非農家が期待する農協の営農関連事業

4 農家構造の変化による農業生産基盤への影響

- (1) 農家及び土地持ち非農家戸数の将来予測
- (2) 農家及び土地持ち非農家の経営耕地面積の将来予測
- (3) 農家及び土地持ち非農家の耕作放棄地面積の将来予測
- (4) 農家以外の農業事業体を考慮した経営耕地面積の将来予測

おわりに

はじめに

近年，農家戸数と農協の正組合員戸数の乖離が取り上げられることが多くなっている。^(注1)これは，農林水産省の『世界農林業センサス』『農業センサス』等で把握される統計上の農家戸数と，総合農協における^(注2)正組合員戸数の開きを指す場合が多い。

農家戸数と正組合員戸数の乖離は，農協の組織基盤の変化のみならず，日本の農業生産構造の大きな変化を示しているとみられ，地域農業の維持という面で，大きな影響をもたらす可能性もある。

そこで，本稿では，この統計上の農家戸

数と農協の正組合員戸数の乖離について，その要因を検証するとともに，その背景にある農家構造の変化が，農協の組織・事業に与える影響と，日本の農業生産構造に与える影響について，考えてみたい。

(注1) 2002年12月総合規制改革会議答申「平成12年現在の正組合員戸数は農業センサスにおける農家戸数を145万戸も上回っており，真に組合員資格を有する者のみが組合員となっているかどうか疑問がある。」。2003年4月18日朝日新聞「正組合員（原則として農業者に限定）は統計上の農家戸数を140万戸も上回っている。」等

(注2) この農家戸数と農協の正組合員戸数の乖離については，本誌2002年2月号の拙稿「農家以外の農地所有世帯にみる日本農業の構造変化」でも，一部取り上げているが，今回は，アンケート調査等により，より詳細な分析を行ったものである。

1 農家戸数と正組合員戸数の推移

(1) 長期的にみた農家戸数と

正組合員戸数の推移

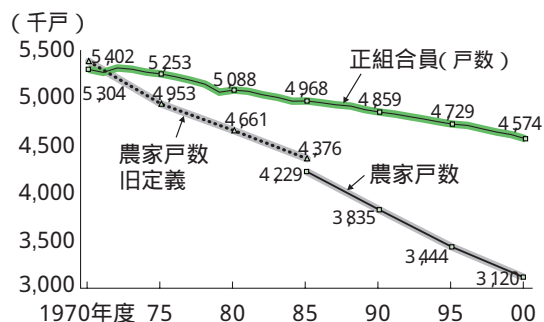
まず、農家戸数と農協の正組合員戸数の長期的な推移をみると、1970年時点で両者は、正組合員戸数530.4万戸、農家戸数540.2万戸とほぼ拮抗していた。しかし75年に正組合員戸数が農家戸数を30万戸上回って以降両者は乖離したままで、その差も80年には42.7万戸、90年には102.4万戸、00年には145.4万戸まで拡大している（第1図）。なお第1図では、85年以前の農家戸数を農家戸数旧定義としているが、これは後述の通り、85年以前の農家の経営耕地面積の下限が東日本で10a以上、西日本で5a以上（現在は全国一律10a以上）と、東日本と西日本で異なっていたためである。

(2) 地域別にみた農家戸数に対する

正組合員戸数の比率変化

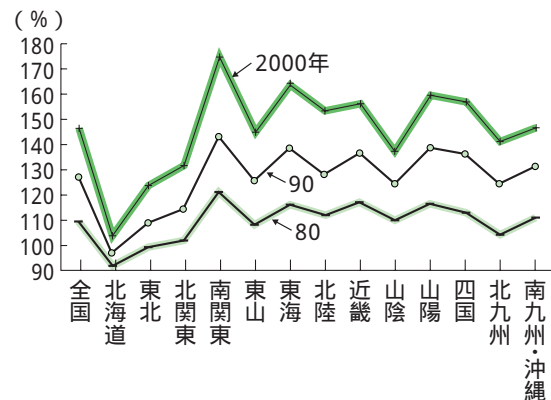
次に、第2図は、農家戸数に対する正組

第1図 1970年以降の正組合員戸数及び農家戸数の推移



資料 農林水産省『総合農業統計表』『世界農林業センサス』『農業センサス』

第2図 地域別にみた正組合員戸数 / 農家戸数



資料 第1図に同じ

(注) 1 農家は90年以降は、経営耕地10a以上、販売金額15万円以上、80年は経営耕地東日本10a以上、西日本5a以上、販売金額10万円以上。
2 地域区分は、センサスにおける全国農業地域区分による(以下同じ)。

合員戸数の比率（正組合員戸数 / 農家戸数）を、地域別にみたものである。全国の同比率は、80年が109.2、90年が126.7、00年は146.6と上昇している。

また地域別にみて、00年時点での正組合員戸数 / 農家戸数が最も大きい地域は南関東の174.9、次いで、東海164.2、山陽159.5、四国157.0が続き、逆に最も小さい地域は、北海道103.4、次いで東北の123.6となっている。

(3) 正組合員戸数と農家戸数の乖離

及び乖離の拡大の背景について

a 正組合員戸数と農家戸数の乖離の背景

ここで正組合員戸数と農家戸数の乖離について考えると、まず両者の定義の違いが考えられる。

農協の従来の個人正組合員の資格要件（出資総合単協）を、農林水産省が定めた模範定款例（02年2月以降全中により制定され

(注3)
るようになりまた内容に一部変更あり)からみると、「10アール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの」21年のうち90日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの」とされ、耕作面積もしくは農業従事日数が資格要件を満たす農民に正組合員資格がある。つまり、この正組合員資格を満たす農民がいる世帯が正組合員世帯ということになる。

一方、農家の定義をみると、農林水産省『2000年世界農林業センサス』では、「平成12年2月1時点（沖縄県は、平成11年12月1日）現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯（これを「例外規定農家」という。）」と世帯単位の定義となっている。

正組合員の資格要件と農家の定義は近いようにみられるが、正組合員の資格要件である耕作面積、農業従事日数については、模範定款例によれば「地区内の実情に照らして一般的に農民の概念に入るものを組合員とするよう規定すること」とされ、農協によってその要件は異なっている。例えば、耕作面積についてみると、農協の正組合員資格では、耕作面積で10a以上とする農協が77.4%、5～10aが17.4%、5a未満が5.1%と、バラツキがある（農林水産省平成12事業年度『総合農協統計表』）。一方農家の定義は、全国で一律に10a以上と決められているため、耕作面積については、農家の

定義よりも農協の正組合員資格の方が下限が小さく、対象が拡大するケースがかなりあることがよみとれる。また正組合員資格には、耕作面積だけでなく、農業従事日数も要件としてあり、面積ではなく従事日数により正組合員の資格要件を満たすケースも多いであろう。

このように、農協の正組合員の資格要件と統計上の農家定義を比較すると、全国一律の農家定義とは異なり、農協の正組合員資格は、地域や農業条件により、より柔軟に設定されており、このことが、両者の乖離の背景として挙げられる。

(注3) 全中が制定した模範定款例での出資総合単協の正組合員資格(個人)(2002年2月20日制定)は「(1) 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの(2) 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの」とされ、(備考)として「1 本条第2項第1号及び第2号の記載については、一般的に個人農業者の概念に含まれるものを組合員とするよう地域の実情等に照らし、具体的に規定すること。なお、本条第2項第1号の正組合員資格に耕作面積要件を付するときは、「10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの」と規定すること。」とされた。

b 正組合員戸数と農家戸数の乖離の拡大の背景

(a) 正組合員の資格要件及び農家定義の変化

次に、正組合員戸数と農家戸数の乖離が拡大してきた背景について考えると、まず正組合員の資格要件と農家定義の変化が挙げられる。正組合員の資格要件をみると、第1表にみられるように、耕作面積で10a

第1表 組合員資格要件別農協数割合とセンサス農家定義の推移

(単位 農協数, %)

			1975年	80	85	90	95	00
正組合員 資格要件	耕作 面積	該当農協数	4 721	4 486	4 236	3 589	2 455	1 387
		構成比						
		10a以上	80.6	80.3	80.0	80.2	79.3	77.4
	農従 事日数	5～10	15.1	15.7	16.2	15.9	16.5	17.4
		5未満	4.3	4.1	3.8	3.8	4.2	5.1
		該当農協数	4 684	4 485	4 216	3 570	2 440	1 394
センサス 農家定義	耕作 面積	該当農協数	4 684	4 485	4 216	3 570	2 440	1 394
		構成比						
		90日以上	91.8	91.2	91.2	90.7	89.0	86.1
	農従 事日数	60～90	5.3	5.7	5.9	6.2	7.2	8.9
		60未満	2.9	3.1	2.8	3.1	3.8	5.0
		該当農協数	4 684	4 485	4 216	3 570	2 440	1 394
センサス 農家定義	経営耕地面積		東日本10a以上、西日本5a以上	東日本10a以上、西日本5a以上	東日本10a以上、西日本5a以上	全国10a以上	全国10a以上	全国10a以上
	農産物販売金額		7万円以上	10万円以上	10万円以上	15万円以上	15万円以上	15万円以上

資料 農林水産省『総合農協統計表』『世界農林業センサス』『農業センサス』

未満とする農協の割合は、75年19.4%から00年には22.5%，農作業従事日数90日未満とする農協の割合も、75年の8.2%から00年には13.9%に上昇している。これは、地域の農業条件の変化や合併等により資格要件を変更し正組合員の範囲を拡大した農協の割合が上昇してきたためとみられる。

一方、統計上の農家の定義は、80年、90年に販売金額の下限が、90年に西日本における経営耕地面積の下限が、それぞれ引き上げられるなど、より範囲を限定する方向に変化している。

とくに90年に西日本における経営耕地の下限が5 a から10 a に引き上げられたことは、該当都府県で小規模な農家を正組合員とする農協の割合が高かったため、農協の正組合員戸数と農家戸数の乖離への影響は大きかったとみられる（第2表）。

以上のように、正組合員の資格要件についてはより対象範囲を拡大した農協の割合が上昇する方向へ、一方統計上の農家の定義は範囲を限定する方向へ進んだため、両

第2表 組合員資格要件別農協数及び同割合（1985年）

(単位 農協数, %)

	合計 (a)	耕作面積別農協数			
		10a 以上	5～10 (b)	割合 (b/a)	5未満
合計	4 236	3 390	686	16.2	160
農業センサス 西日本該当都府県	2 572	1 807	624	24.3	141
上記以外の道県	1 664	1 583	62	3.7	19

資料 農林水産省『総合農協統計表』

者の乖離が大きくなったことが推測される。

(b) 農家の経営規模の縮小

次に正組合員戸数と農家戸数の乖離が拡大してきた背景として考えられるのが、経営規模の縮小等により農家定義にあてはまらなくなったが正組合員資格を保有している世帯の増加である。

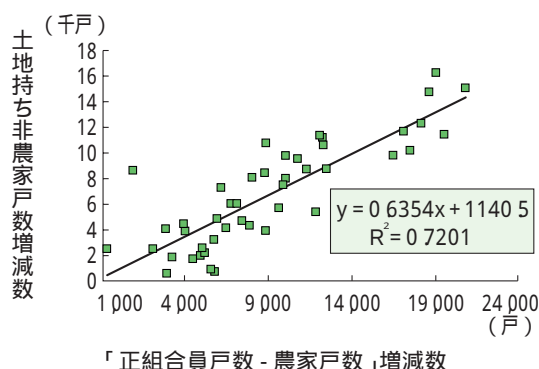
例えば、農林水産省『世界農林業センサス』『農業センサス』では農家定義にあてはまらなくなった世帯のうち「耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a 以上所有している世帯」として、いわゆる土地持ち非農家を

把握しているが、正組合員戸数と農家戸数の乖離幅と土地持ち非農家の増減幅の関係をみると、90年から00年にかけて、正組合員戸数と農家戸数の乖離幅が拡大した都府県で、土地持ち非農家戸数が増加している（第3図）。

土地持ち非農家には、経営規模を縮小し農家定義にあてはまらなくなったものの農業は依然継続している世帯が多いとみられるため、農家でなくなったものの正組合員資格を保有している世帯の多くは、この土地持ち非農家とみられる。

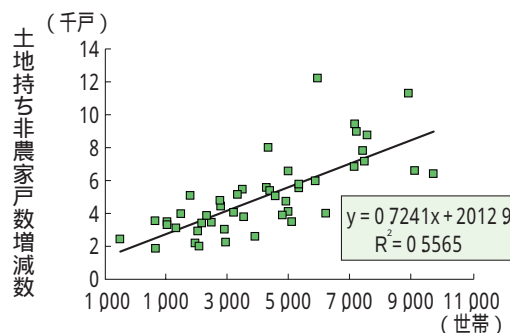
なお経営規模の縮小の過程においては、基本的には販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）から自給的農家（経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満の農家）を経て、土地持ち非農家に向かうとみられ、第4図にみられるように自給的農家の離農（95年の自給的農家のうち00年時点で農家でなくなった世帯）が多い都府県で、土地持ち非農家の増

第3図 都府県別土地持ち非農家数増減数と「正組合員戸数 - 農家戸数」増減数の関係(2000年 - 90年)



資料 第1図に同じ
(注) 図中の数式及びR二乗値は近似線のもの。

第4図 都府県別土地持ち非農家数増減数と自給的農家の離農世帯数(農家でなくなった世帯数)の関係(2000年 - 95年)



自給的農家の離農世帯(農家でなくなった世帯)

資料 農林水産省『世界農林業センサス』『農業センサス』
(注) 第3図に同じ。

加戸数も多いという関係がみられている。

上述のように正組合員戸数と農家戸数の乖離の拡大の背景には、農家定義にあてはまらない土地持ち非農家の増加の影響が大きいとみられる。そこで次章では、土地持ち非農家を考慮した上で、農家戸数と正組合員戸数の推移をみていくこととしたい。

2 土地持ち非農家を考慮した農家戸数と正組合員戸数の比較

(1) 全国推移

75年から00年までの農家戸数に土地持ち非農家戸数を加え、正組合員戸数と比較したものが第5図である。なお、ここでは、85年まで農家に区分されていた西日本の経営耕地5～10aの農家は土地持ち非農家に区分した。

第5図より、農家戸数の減少に連れ、土地持ち非農家戸数が増加しており、とくに80年代後半に入って、土地持ち非農家戸数

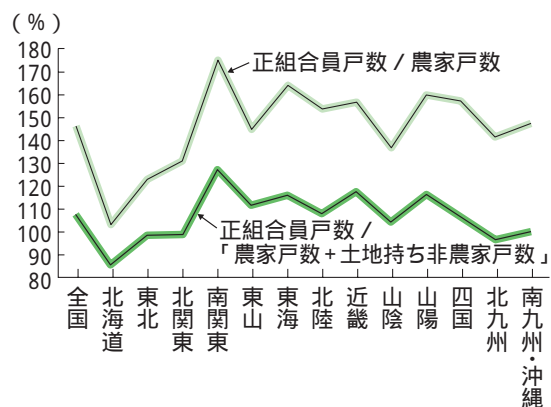
年度	農家戸数 (千戸)	正組合員(戸数) (千戸)	土地持ち非農家 (千戸)	総世帯数 (千戸)
1975年度	460	50	10	520
80	440	60	10	510
85	410	70	10	500
90	380	90	10	490
95	340	100	10	460
00	310	110	10	440

(注) 土地持ち非農家の85年までの5～10a農家は土地持ち非農家に区分している。

農協の正組合員の資格要件が個々の農協によって違い、また農家及び土地持ち非農家の定義とも異なるため、両者の乖離の厳密な検証は困難であるが、少なくとも正組合員世帯のなかで、経営規模は縮小するものの農業を営み、正組合員資格を保有する土地持ち非農家のウェイトが、非常に大きくなってきたことは確かであろう。

数の146.6から40ポイント近く縮小する。また地域別に正組合員戸数 / 「農家戸数 + 土地持ち非農家戸数」の比率をみても、東北、北関東、南九州・沖縄では、正組合員戸数 / 「農家戸数 + 土地持ち非農家戸数」は、ほぼ100%となり、正組合員戸数との乖離が極めて小さくなる（第6図）。その一方、南関東については128.3%と依然やや乖離幅が大きい。これは、土地持ち非農家にも区分されない規模の世帯（5a未満の耕地もしくは耕作放棄地を所有している世帯）が、相当数存在することも考えられる。

第6図 正組合員戸数 / 農家戸数の比率と
正組合員戸数 / (農家戸数 + 土地持ち
非農家戸数) の比率 (2000年度)



農林金融2003·7

第3表 所有農地面積に対する
耕作放棄地率(2000年)

(単位 ha, %)

	所有農地面積(a)	耕作放棄地面積(b)	耕作放棄地率(b/a)
農家	3 491 516	210 019	6.0
うち自給的農家	275 856	55 661	20.2
土地持ち非農家	473 363	132 770	28.0
農家以外の農業事業者	149 990	2 722	1.8

資料 農林水産省『世界農林業センサス』

(注) 所有農地面積は、農家は経営耕地+貸付耕地-借入耕地+耕作放棄地、土地持ち非農家は耕地+耕作放棄地、農家以外の農業事業者は、経営耕地-借入耕地(販売目的事業体+牧草経営体)で計算。

給的農家についても同様であろう。

また土地持ち非農家及び自給的農家などの「小規模な農地所有世帯」(以降、自給的農家と土地持ち非農家を総称して「小規模な農地所有世帯」とする)は、耕作放棄地率の高さにみられるように、農地の利用形態の変化を通じ、地域の農業生産基盤の維持に大きな影響をもたらす可能性がある(第3表)。

そのため、農協としては、そうした小規模な農地所有世帯を、営農指導面、経済事業面等で、どのようにサポートしていくかが問われることになる。次章では、そういった視点で、小規模な農地所有世帯が農協に対して、どのような期待やニーズをもっているのかを農中総研が2002年に実施した地域住民アンケートより検証していきたい。

3 農家構造の変化による農協へのニーズに対する影響

—2002年度地域住民アンケート調査より—

(1) 農家区別にみた農協へのニーズの特徴

2002年度に農中総研が実施した地域住民

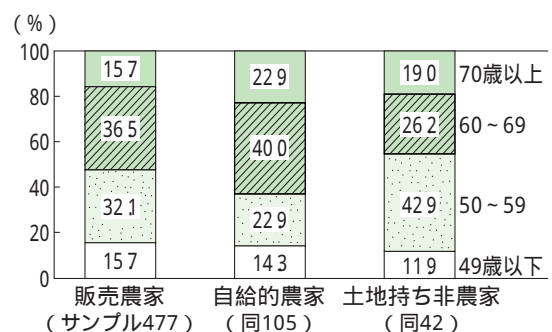
アンケートは、3,000名(1世帯1調査票)に配布し、1,496名から回答を得た(回収率49.9%)。なお02年度の調査は、米作中心の農村部に位置する2農協管内で行われたが、これらの地域は全国的にみると、土地持ち非農家のウェイトが比較的小さい地域であった。

同アンケートでは、農協の組合員世帯と農家区分の関係をあきらかにするための設問を設けたが、その結果によれば、正組合員世帯(「本人が正組合員もしくは同居家族に正組合員がいる世帯」、以下同じ)1,060世帯のうち、154世帯15.0%が自給的農家に、71世帯6.7%が土地持ち非農家に該当した。

第7図は、正組合員世帯における世帯主もしくはその配偶者の年齢を、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家別にみたものである。特徴的なのは、年齢構成に占める70歳以上及び60歳代の比率については3つの区分のなかで自給的農家が最も高いのに対し、50歳代の比率については、土地持ち非農家が最も高いことである。

これは販売農家が高齢化や後継者不足に

第7図 世帯主もしくはその配偶者の年齢構成
(正組合員世帯)



資料 農中総研「2002年度地域住民アンケート調査」

より農業経営を縮小して自給的農家に移行し、さらに、高齢化が進むか、又は世代交代（第7図でいうと50歳代へ）が生じることで、経営縮小による土地持ち非農家に移行していることを示しているとみられる。

このように自給的農家、土地持ち非農家の増加は、正組合員世帯のなかで、経営規模を縮小する世帯が増加していることを示すだけではなく、高齢化のさらなる進行や世代交代が生じていることも示している。そしてこの変化は、農協に対するニーズの変化も伴うことになる。

第4表は、正組合員世帯を販売農家、自給的農家、土地持ち非農家に分けた上で、「農協に充実して欲しいサービス」に対する回答をみた結果である。同表にみられるように、正組合員世帯のなかでも、販売農家と、自給的農家及び土地持ち非農家では、農協に期待する事業が明らかに異なっている。

例えば販売農家では「農業生産資材の購入」の回答比率が47.1%を占め最もニーズが高いサービスなのに対し、自給的農家、土地持ち非農家では、いずれも金融サービスが最も高い。また自給的農家、土地持ち非農家の「高齢者福祉」「Aコープ・生活用品の共同購入」の回答比率が販売農家を上回る一方、販売農家では回答比率が30%を超える「営農相談」「農産物販売」について、自給的農家、土地持ち

非農家では10%前後にとどまる。

このように自給的農家、土地持ち非農家は、販売農家に比べ、農産物販売関連事業のニーズは低い一方、金融・共済や生活購買、高齢者福祉に対するニーズが高い。これは、農業形態及び世帯の年齢構成の違いにより、農協の正組合員世帯のなかでも、農協に対するニーズの多様化が進んでいることを意味しよう。

（2）農協へのニーズの数量化3類 による分析

販売農家、自給的農家、土地持ち非農家の特徴をより明確に把握し、また准組合員世帯と比較するために、第5表の選択肢の

第4表 農協で充実して欲しいサービス（複数回答）

（単位：%）

	正組合員世帯		うち販売農家に該当する世帯		自給的農家		土地持ち非農家	
回答者数(人)	1 013		718		148		68	
	順位	100.0	順位	100.0	順位	100.0	順位	100.0
金融サービス		42.7		41.1		42.6		54.4
共済事業		29.2		24.8		41.2		42.6
相続・税務・資産管理等の相談業務		15.4		17.3		12.2		13.2
Aコープ・生活用品の共同購入		6.1		4.6		8.1		13.2
ガソリン・スタンド		10.7		10.3		11.5		10.3
営農相談		26.3		32.6		14.9		7.4
農産物販売		26.4		33.3		8.1		13.2
共同利用施設		7.8		9.1		6.1		2.9
農業生産資材の購入		41.9		47.1		37.2		22.1
高齢者福祉		12.9		11.1		17.6		19.1
旅行センター		3.2		2.5		4.1		1.5
趣味・教養講座		5.5		4.7		8.1		5.9
不動産サービス		3.8		4.0		2.7		4.4
その他		0.9		0.7		0.7		2.9
特になし		9.3		6.4		15.5		14.7

資料 第7図に同じ

第5表 数量化3類による固有値 寄与率 累積寄与率
及びカテゴリースコア

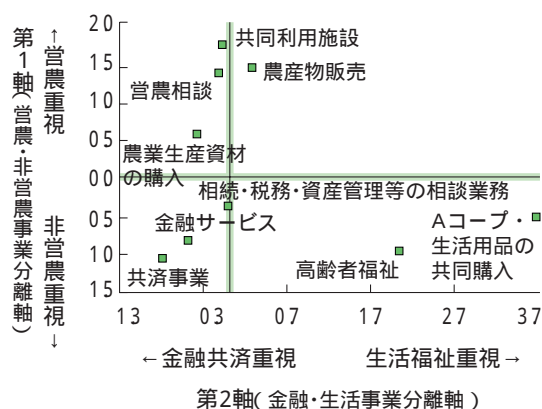
	第1軸	第2軸	第3軸
固有値	0.54520	0.48330	0.43660
寄与率	0.18200	0.16130	0.14570
累積寄与率	0.18200	0.34320	0.48890
カテゴリースコア			
金融サービス	-0.82580	-0.47450	-0.32840
共済事業	-1.07980	-0.78200	-0.50160
相続・税務・資産管理等の相談業務	-0.35750	-0.01880	1.69970
Aコープ・生活用品の共同購入	-0.54350	3.67550	-2.77870
営農相談	1.31770	-0.12870	0.34310
農産物販売	1.38600	0.26980	-0.30480
共同利用施設	1.69770	-0.08470	0.04190
農業生産資材の購入	0.53990	-0.37260	-0.08240
高齢者福祉	-0.98870	2.03640	2.46940

資料 第7図に同じ
(注) 回答数 1,232。

うち9項目について、数量化3類を適用し
(注4)
分析を行った。

第4表の選択肢のうち9項目について、数量化3類を適用し、固有値・カテゴリースコアを求めた結果が第5表である(第3軸までの累積寄与率は48.89%)。そして第5表より、第1軸を縦軸に、第2軸を横軸にとり、カテゴリースコアをプロットしたものが第8図である。同図では、相互に類似性のある選択肢は互いに近いところに、類

第8図 数量化3類によるカテゴリースコアのプロット図



資料 第7図に同じ

似性のないものは遠いところに位置することになる。

第8図をみると、縦軸である第1軸は共同利用施設や営農相談、農産物販売等営農事業に関する項目がプラス方向に分布し、一方金融・共済・生活購買・高齢者福祉等の非営農事業に関する項目がマイナス方向に分布しているため、営農・非営農事業分離軸とした。

次に、横軸である第2軸は、金融生活事業のうち、高齢者福祉やAコープ・生活用品の共同購入はプラス方向に分布する一方、共済・金融はマイナス方向に分布しているため、金融・生活事業分離軸とした。

そして、組合員資格、農家区分属性別に、サンプルスコアの平均値をプロットしたものが第9図である。同図にみられるように、販売農家においては、営農・非営農事業分離軸がプラス(営農事業重視)に、金融・生活事業分離軸がマイナス(金融事業重視)

第9図 数量化3類によるサンプル平均のプロット図



資料 第7図に同じ

になる一方、自給的農家及び土地持ち非農家は、営農・非営農事業分離軸はマイナス（非営農事業重視）に、金融・生活事業分離軸では自給的農家はマイナス（金融事業重視）、土地持ち非農家はプラス（生活事業重視）に位置する。このことは、正組合員世帯でも、農業依存度が高い間は営農事業が重視されるが、経営規模が縮小するに連れ、非営農事業を重視する傾向が強くなり、さらに経営規模が縮小すると、生活事業を重視する傾向が強くなることを示唆するものとなっている。

また准組合員世帯との位置関係をみると、土地持ち非農家の位置は、販売農家よりも、むしろ准組合員世帯に近く、農業経営規模の縮小に連れ正組合員世帯の農協へのニーズも、地域住民（准組合員）と似通ってくるのがうかがえる。

（注４）数量化３類は、複数回答データから回答者のタイプ分けをする際に用いられる手法で、例えば個別の食べ物が好きかきらいかということではなく、和食党か洋食党か、あるいはあっさり派からこってり派かといったくりに集約する統計的手法である。

回答者による選択肢の選択例

表 A		選択肢			
回答者	a	○		○	
	b	○			○
	c	○		○	○
	d		○	○	
	e				○

並べ替え

表 B		選択肢			
回答者	b	○	○		
	c	○	○	○	
	a		○	○	
	e			○	
	d				○

同図にあるように、同手法では、似た回答パターン同士が並ぶように、選択肢、回答者を統計的に並び替え、並び替えの度に、第 8 図でいえば、選択肢 に大きなプラスの値が、選

択肢 にはマイナスの大きな値がつけられる。また各回答者にも、各回答者が選んだ選択肢に応じて値がつけられる。選択肢につけられる値をカテゴリースコア、回答者につけられる値をサンプルスコアという。そして、統計処理によって並べ替えられた選択肢のカテゴリースコアを分析して、選択肢の並び替えの意味を読んでいく。

（３）自給的農家，土地持ち非農家が期待する農協の営農関連事業

ところで、第 4 表で挙げられた農産物販売、営農相談等の営農関連事業に関しては、自給的農家、土地持ち非農家の農協へのニーズは、販売農家を下回っていたが、それらの世帯においても、農協へのニーズが高い営農関連事業が存在する。それは、農地の維持・管理に関する事業についてである。

第 6 表は、「農協の販売・農業生産等事業

第 6 表 農協の販売・農業生産等事業の強化希望

（単位 %）

	正組合員世帯		うち販売農家に該当する世帯		自給的農家		土地持ち非農家	
回答者数(人)	984		721		136		58	
	順位	100.0	順位	100.0	順位	100.0	順位	100.0
基盤整備の支援		7.1		6.9		6.6		10.3
農作業の受委託のあつせん		14.5		14.0		17.6		17.2
農地のあつせん		3.6		3.2		5.1		1.7
共同利用施設の整備・運営		6.9		7.4		8.8		-
農産物の有利販売の強化		33.0		39.0		18.4		13.8
営農技術指導の充実		30.9		35.0		18.4		20.7
農機具・生産資材の価格引下げ		36.1		39.9		31.6		17.2
生活相談・経営相談		7.3		7.8		8.1		6.9
中長期の地域農業計画の作成		3.8		4.0		2.9		1.7
生産部会の充実		2.0		2.5		-		3.4
消費者への農産物安全性のPR活動		8.2		6.4		12.5		15.5
消費者ニーズ等の情報伝達		6.2		4.4		11.8		8.6
その他		1.4		1.0		3.7		-
特になし		13.1		7.9		19.1		36.2

資料 第 7 図と同じ

業の強化希望」を質問した結果である。「農産物の有利販売の強化」「営農技術指導の充実」といった選択肢については、自給的農家、土地持ち非農家の回答比率は、販売農家を大きく下回るが、その一方で「農作業の受委託のあっせん」では、販売農家の14.0%に対し、自給的農家17.6%、土地持ち非農家17.2%といずれも上回っている。経営規模の縮小に伴って、農産物販売に直接関係する農協へのニーズは小さくなるものの、農地の維持・管理に関する農協へのニーズは逆に高まることから、この回答からはうかがえる。

このように、正組合員世帯のなかでも、自給的農家、土地持ち非農家など小規模な農地所有世帯の農協へのニーズは、販売農家とは大きく異なっている。

次章でみるようにそれら世帯が今後も増加していくことは確実であり、今回のアンケートで示されたような高齢者福祉や農地の維持・管理、また金融・共済事業を含めた農協に対する多様なニーズをできるだけ

取り込んでいくことが、今後の農協にとって、重要な課題となつてこよう。

ところで小規模な農地所有世帯の増加は、本章でみたような農協へのニーズの多様化にとどまらず、上述の農地の利用形態の変化を通じ、それら世帯の農地の保有規模以上に、地域の農業生産基盤への影響が大きくなる可能性がある。

次章では、その点を、農家戸数、経営耕地面積の将来試算から検証してみたい。

4 農家構造の変化による農業生産基盤への影響

(1) 農家及び土地持ち非農家戸数の将来予測

2000年『世界農林業センサス』の『農業

第7表 地域別にみた農家戸数の将来予測

(単位 千戸, %, ポイント)

	2000年		10		30		増減率		自給的農家割合		
	(a)	うち 自給的 農家		うち 自給的 農家	(b)	うち 自給的 農家	(b/a)	うち 自給的 農家	00 (c)	30 (d)	増減 (d-c)
全国	3,120	783	2,568	708	1,814	552	41.9	29.5	25.1	30.4	5.3
北海道	70	7	53	6	34	4	51.3	42.7	10.4	12.2	1.8
都府県	3,050	776	2,515	702	1,780	548	41.7	29.4	25.4	30.8	5.3
東北	507	81	424	74	306	58	39.7	29.1	16.1	18.9	2.8
北関東	271	55	224	52	156	41	42.6	25.5	20.2	26.2	6.0
南関東	223	55	179	50	120	38	46.2	31.0	24.7	31.7	7.0
東山	179	62	148	56	103	44	42.6	29.5	34.6	42.5	7.9
東海	333	108	280	99	205	80	38.4	25.2	32.2	39.2	7.0
北陸	239	44	191	39	128	29	46.2	35.0	18.4	22.3	3.9
近畿	308	100	257	88	187	68	39.1	31.6	32.4	36.4	4.0
山陰	87	22	72	21	49	17	43.6	24.6	25.3	33.8	8.5
山陽	228	74	183	64	122	48	46.5	35.8	32.4	38.9	6.4
四国	189	54	158	50	115	40	39.4	25.7	28.7	35.2	6.5
北九州	305	67	253	62	182	50	40.3	26.1	22.1	27.4	5.3
南九州・沖縄	181	54	146	46	107	36	41.0	32.8	29.7	33.9	4.2

資料 第3表に同じ

(注) 95年時点の階層別(都府県では例外規定, 0.5ha未満, 0.5~1.0ha, ... 10.0~15.0ha, 15.0ha以上, 自給的農家の14区分)の各々の農家戸数が, 2000年時点で14区分のどの階層に異動したかの割合を計算し, その数字を2000年の階層別農家戸数に乗じて2005年の階層別農家戸数を計算, 以降同様に5年ごとに計算し, 2030年までの階層別農家戸数を試算した。なお新設農家戸数は2000年度で固定した。

構造動態統計報告書』を利用し、農家戸数の推移を2030年まで予測したものが第7表である。

この試算では、農家戸数は、00年の312万戸から、30年には181万4千戸に減少するという結果となった。また自給的農家については、戸数そのものは減少するが、全農家に占める割合は00年の25.1%から30年には30.4%にまで高まることになる。

地域別にみると、農家の減少率はいずれの地域でも30%を超えており、最も大きい地域は、北海道で、以下山陽、南関東、北陸が続く。一方自給的農家戸数の減少率は、農家の減少率をいずれの地域でも下回っている。そのため、すべての地域で自給的農家が全農家に占める割合も上昇しているが、上昇幅が最も大きい地域は山陰で、以下東山、南関東、東海が続いている。

次に、上述の農家戸数の予測値を利用して、将来の土地持ち非農家戸数を予測したものが第8表である。試算では、土地持ち非農家は、00年の109万7千戸から30年には、171万7千戸まで増加するという結果となった。また土地持ち非

農家が農地所有世帯「農家戸数＋土地持ち非農家戸数」に占める割合も、00年の26.0%から30年には48.7%にまで高まることになる。

地域別にみると、北海道を除きすべての地域で土地持ち非農家は増加することになるが、増加率が最も大きい地域は東北で、以下東山、山陰が続いている。また土地持ち非農家の農地所有世帯に占める割合が最も高い地域は北陸で、以下南関東、東海が続くという結果となった。

このように、試算の結果からは、自給的農家の農家全体に占める割合が上昇するとともに、土地持ち非農家は実数そのものが大幅に増加することから、それらの小規模な農地所有世帯が農地所有世帯全体に占める割合は、00年の44.6%から30年には64.3%へと大きく上昇するという結果とな

第8表 地域別土地持ち非農家戸数の将来予測

(単位 千戸, %, ポイント)

	土地持ち非農家戸数				土地持ち非農家/(農家+土地持ち非農家) (土地持ち非農家+自給的農家)/(農家+土地持ち非農家)					
	2000年 (a)	10 (b)	30 (c)	増減率 (b/a)	00 (d)	30 (e)	増減 (e-d)	00 (f)	30 (g)	増減 (g-f)
全国	1 097	1 402	1 720	56.7	26.0	48.7	22.7	44.6	64.3	19.7
北海道	14	11	3	78.6	16.6	8.0	8.5	25.2	19.2	6.0
都府県	1 084	1 391	1 717	58.4	26.2	49.1	22.9	45.0	64.8	19.8
東北	126	176	234	85.7	19.9	43.4	23.5	32.8	54.1	21.3
北関東	87	114	146	67.8	24.3	48.3	24.1	39.6	61.9	22.3
南関東	81	109	140	73.3	26.6	53.9	27.3	44.8	68.5	23.7
東山	52	72	95	84.7	22.4	48.2	25.8	49.3	70.2	20.9
東海	135	178	231	70.9	28.9	53.0	24.1	51.8	71.4	19.6
北陸	100	129	158	58.3	29.4	55.1	25.7	42.4	65.1	22.7
近畿	100	130	161	61.7	24.5	46.3	21.8	49.0	65.8	16.9
山陰	27	36	48	79.5	23.5	49.4	25.9	42.8	66.5	23.7
山陽	84	109	133	57.5	26.9	52.0	25.1	50.6	70.7	20.0
四国	66	79	92	39.2	25.8	44.4	18.6	47.1	64.0	16.9
北九州	142	166	187	31.4	31.8	50.7	18.9	46.9	64.2	17.3
南九州・沖縄	84	95	92	8.8	31.8	46.2	14.4	52.0	64.4	12.4

資料 農林水産省『世界農林業センサス』『農業センサス』

(注) 都道府県別の農家戸数と土地持ち非農家戸数合計値の95年から2000年の変化率を、2000年以降に適用して2005年以降の合計値を予測し、その数字から上記の農家戸数予測値を引いたものを予測値とした。

った（第8表）。

では，こうした農家及び土地持ち非農家戸数の変化は，生産基盤である農地の動向には，どう影響するのだろうか。

（2）農家及び土地持ち非農家の

経営耕地面積の将来予測

上述の農家戸数及び土地持ち非農家戸数将来予測値と2000年時点の1戸当たり経営耕地面積より，将来の農地所有世帯の経営耕地面積を試算したものが，第9表である。

試算によれば，経営耕地面積は，00年の391万1千haから30年には281万6千haへと，約110万ha，28.0%の減少となった。また地域別にみると，山陰，山陽，四国，東山といった地域で減少率が大きく，これらの地域では00年に比べ40%を超える減少

となった。

一方，都府県における5ha以上層の将来予測値をみると，5ha以上の大規模層の経営耕地は35万haから56万2千haへ増加し，集積率も，00年の12.0%から30年には27.9%へと大幅に上昇する。ただし地域別には大きな格差がみられ，最も高い東北の39.1%と最も低い四国5.6%では，30ポイントを超える差が生じた。

このように，農家及び土地持ち非農家戸数の変化から経営耕地面積を予測すると，5ha以上の大規模層への集積は進む一方で，経営耕地面積そのものは大きく減少するという結果となった。また，大規模層への集積には，地域により大きな偏りがみられ，中・四国，東山といった地域では，大規模層への集積が他地域に比べあまり進まず，経営耕地の減少率も大きくなるという

傾向がみられた。

そして，大規模層へ集積されず減少する経営耕地の多くは，次にみるように耕作放棄地となる可能性が高いとみられる。

第9表 地域別経営耕地面積の将来予測

（単位 千ha，%）

	経営耕地面積			経営耕地 増減率 (対2000 年比)	うち 5ha以上層経営耕地面 積(北海道は50ha以上)			5ha以上層経営耕地集積 率(北海道は50ha以上)		
	(a)				(b)			(b/a)		
	2000年	10	30		30	00	10	30	00	10
全国	3 911	3 481	2 816	28 0	-	-	-	-	-	-
北海道	997	929	797	20 0	278	357	425	27 9	38 4	53 3
都府県	2 914	2 552	2 018	30 7	350	460	562	12 0	18 0	27 9
東北	748	677	561	25 1	154	190	219	20 5	28 0	39 1
北関東	316	277	221	30 3	44	59	73	13 8	21 1	33 3
南関東	196	163	119	39 1	11	16	21	5 4	9 6	18 0
東山	113	94	67	40 0	7	8	9	6 1	8 7	12 7
東海	228	199	158	30 7	17	23	30	7 5	11 6	19 0
北陸	286	253	206	28 0	39	54	72	13 5	21 4	34 9
近畿	200	178	144	28 0	11	16	23	5 5	9 1	16 2
山陰	65	53	37	43 6	4	5	5	5 6	8 9	13 7
山陽	150	123	87	42 1	8	11	13	5 3	8 6	14 7
四国	127	106	76	40 0	3	4	4	2 1	3 4	5 6
北九州	308	269	210	31 8	27	37	46	8 8	13 8	21 9
南九州・沖縄	177	159	133	25 0	28	39	47	15 8	24 3	35 1

資料 第3表に同じ

（注）農家の規模別戸数及び土地持ち非農家戸数の将来予測値に，2000年時点での1戸当たり経営耕地面積を乗じて試算。

(3) 農家及び土地持ち非農家の

耕作放棄地面積の将来予測

今回の農家及び土地持ち非農家戸数の将来試算を利用して、耕作放棄地面積を予測した結果が第10表である。

農家及び土地持ち非農家戸数の予測値に2000年の1戸当たり耕作放棄地面積を掛けて、それら世帯が所有するとみられる耕作放棄地面積を予測すると、00年時点の34万2千haが30年には32万5千haへわずかに減少する。しかし、これらのほかに、農家及び土地持ち非農家が放出した農地のうち耕作放棄地となる部分があるとみられ、それら世帯の所有農地の減少面積から農地改廃面積を控除し、耕作放棄が予想される面

積を試算した。

その結果、農家及び土地持ち非農家が所有する分と放出分を合計した総耕作放棄地面積は、30年に78万3千haまで増加が予想されるという結果となった。

このように、現状の傾向のまま農家の構造変化が続いた場合、大規模層への経営耕地の集積は進むものの、農地所有世帯から放出される農地の受け手としては、それら農家だけでは不十分で、耕作放棄地の大幅な増加も予想されることになる。

(4) 農家以外の農業事業体を考慮した

経営耕地面積の将来予測

上述のように農家及び土地持ち非農家戸

数の将来予測からは、経営耕地の減少、耕作放棄地の大幅な拡大が予想される結果となった。しかしその一方で、農業生産法人等の経営体（センサスでいう「農家以外の農業事業体」）のウェイトは高まっていることが予想され、上記の影響をどの程度吸収できるのかが論点になるとみられる。

そこで、ラフな試算ではあるが90年から00年にかけての農家以外の農業事業体における経営耕地、借入耕地等

第10表 地域別耕作放棄地面積の将来予測

(単位 千ha)

	耕作放棄地	農家及び土地持ち非農家戸数が所有する耕作放棄地			農家及び土地持ち非農家戸数が放出する農地のうち耕作放棄が予想される部分		総耕作放棄地面積	
		(a)			(b)		(a+b)	
		2000年	10	20	30	10	30	10
全国	342	341	334	325	201	458	542	783
北海道	15	13	10	7	78	222	91	229
都府県	327	328	325	318	123	236	451	554
東北	62	62	62	60	33	78	96	139
北関東	36	35	35	34	17	31	52	64
南関東	30	31	32	32	8	15	40	47
東山	21	21	21	21	4	3	25	24
東海	30	31	32	33	3	1	34	34
北陸	17	16	16	15	9	15	25	30
近畿	15	16	16	15	2	4	18	19
山陰	8	9	9	9	5	10	14	18
山陽	26	26	26	25	10	18	36	43
四国	21	21	20	20	8	13	29	33
北九州	41	40	39	37	12	23	52	60
南九州・沖縄	20	19	17	16	12	26	31	42

資料 農林水産省『世界農業センサス』『農業センサス』『耕地及び作付面積統計』
(注) 1 農家及び土地持ち非農家が所有する耕作放棄地は、農家及び土地持ち非農家戸数の将来予測値に、2000年時点の1戸当たり耕作放棄地面積を乗じて試算した。
2 放出される農地のうち耕作放棄が予想される面積は、2000年と比較した所有農地減少面積から、予想される農地改廃面積を控除し試算した(農林水産省『耕地及び作付面積統計』の95年～99年のネット農地改廃累積面積(耕作放棄地を除く)を5年分の改廃面積とした)。
3 なお所有農地は、農家及び土地持ち非農家戸数の将来予測値から経営耕地、借入耕地、貸付耕地、耕作放棄地を求め試算した(経営耕地+借入耕地+貸付耕地+耕作放棄地)。

の変化を10年以降に延長し、上述の農地所有世帯の経営耕地面積の予測値と比較したものが、第11表である。

同表でみられるように過去の傾向が今後も続けば、農家以外の農業事業体の経営耕地面積は00年の23万3千haから30年には46万3千haと大きく増加し、また農地所有世帯と合わせた経営耕地面積に対する比率も、00年の5.6%から、30年には14.1%にまで上昇するという結果になった。

その一方で、30年の農家以外の農業事業体の経営耕地増加面積を、農地所有世帯の経営耕地減少面積と比較すると、そのカバーされる割合は21.1%にとどまった。また地域別の格差が非常に大きく、北陸ではほぼ100%がカバーされる一方で、山陽、四国、南関東では、4～5%台にとどまるという結果となった。

このように、地域によって格差が非常に大きい背景には、地域によりほ場整備の状況や農地の転用圧力等の農業条件の違いが大きいことが挙げられる。例えば、中・四国は、中山間地域等の農業条件不利地域が多く、南関東では、宅地等への転用圧力が高いといった理由により、農家以外の農業事業体への大規模な農地の集積は難しいとみられる。

以上のように、本章では、今後予想される農家及び土地持ち非農家戸数の変化と、その結果予想される農地の利用状況の変化について検証した。

そこから現状の傾向のまま推移した場合には、今後、農家戸数が減少する一方で、自給的農家の減少は小幅にとどまりかつ土地持ち非農家戸数そのものは増加するた

め、小規模な農地所有世帯「自給的農家＋土地持ち非農家」の戸数ベースでのウェイトがさらに高まることが予想され（農地所有世帯に占める割合00年44.6%→30年64.3%へ）、また大規模農家（都府県5ha以上、北海道50ha以上）や農家以外

第11表 地域別農家以外の農業事業体の経営耕地面積の将来予測

(単位 千ha, %)										
	農家以外の農業事業体経営耕地面積				農地所有世帯経営耕地面積			農家以外の農業事業体の経営耕地面積シェア	同事業体の経営耕地減少カバー率	
	2000 (a)	10	30 (b)	30-00 (c)	00 (d)	30 (e)	30-00 (f)	00 (a/(a+d))	30 (b/(b+e))	-(c/f)
全国合計	233	285	463	231	3 911	2 816	1 095	5.6	14.1	21.1
北海道	110	119	138	28	997	797	199	10.0	14.8	14.1
都府県	122	166	325	203	2 914	2 018	896	4.0	13.9	22.6
東北	52	62	84	32	748	561	188	6.5	13.0	16.9
北関東	7	10	16	9	316	221	96	2.2	6.9	9.6
南関東	3	4	6	3	196	119	77	1.3	4.8	4.4
東山	5	6	8	3	113	67	45	4.2	10.7	7.1
東海	8	12	29	21	228	158	70	3.4	15.6	30.2
北陸	15	28	98	83	286	206	80	5.0	32.2	103.4
近畿	4	7	16	12	200	144	56	2.0	10.3	22.0
山陰	3	4	8	6	65	37	28	3.7	17.9	19.4
山陽	4	4	7	3	150	87	63	2.3	7.2	5.1
四国	1	2	3	2	127	76	51	1.0	4.3	4.3
北九州	15	20	32	17	308	210	98	4.6	13.2	17.2
南九州・沖縄	6	9	17	11	177	133	44	3.3	11.3	24.7

資料 第8表に同じ

(注) 地域別に農家以外の農業事業体における2000年の経営耕地面積を90年と比較し、増加幅、増加率をそれぞれ2010年以降に適用した上で、両者の中間値を予測値とした。

の農業事業体などの大規模経営層への経営耕地の集積は進むが（第10図参照，経営耕地00年86万1千ha→30年155万4千ha），放出される農地の受け手としては十分でないと予想される（同図，経営耕地合計面積00年414.4万ha→30年327.9万ha）という結果となった。

このように，現状の傾向のまま小規模な農地所有世帯の増加が続けば，「多数の農地の出し手」と「少数の農地の受け手」が，地域に存在することが想定される。しかし，上述のように地域の農業条件によっては，対応できる農地の受け手が存在せず，経営耕地の減少や耕作放棄地の拡大といった農業生産基盤の脆弱化が急速に進む可能性が高いとみられる。その場合，それら「多数の農地の出し手」の農地は，耕作放棄地や改廃等により農業生産からは切り離されることになり，「出し手」の農業への関心も低下させ，地域農業の維持を困難にする可能性が高いであろう。とくに今回の試算で，大規模層への集積が進まないまま経営耕地

の減少が大きくなるという結果となった中・四国，東山といった地域ではその傾向が強まることも予想される。

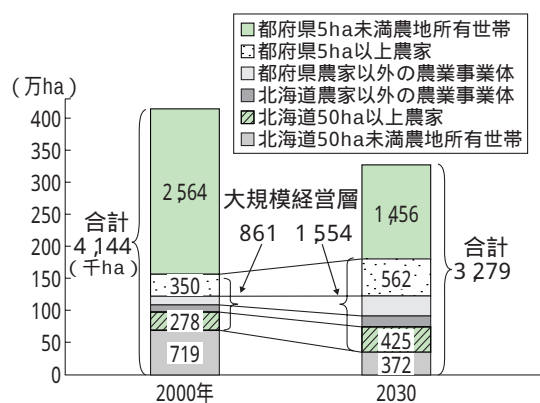
こうした農地の受け手と出し手のギャップを埋め，地域の農業生産基盤を維持していくためには，農家，土地持ち非農家，農家以外の農業事業体といった農地所有主体だけではなく，集落営農組織や農業サービス事業体を含めた地域の多様な農業を営む主体を担い手と位置付け，農業生産基盤の維持に取り組んでいく必要があると考えられる。

とくに農協はそういった地域の多様な担い手の調整を担える組織とみられることから，小規模な農地所有世帯から放出される農地を農地として維持する役割（担い手農家，農業事業体，集落営農組織等へ集積するための調整・斡旋やそのための受け皿組織の育成等）を果たしていく必要がある。具体的には，02年2月の拙稿で指摘したように，

農地保有合理化事業等を通じての農地流動化や農作業受委託，貸借等の仲介機能の強化，農協出資の農業生産法人の設立等自身あるいは協同会社の活用を通じての農地保全事業への取組みを早急に進める必要があるだろう。

一方，小規模な農地保有世帯とはいえ，集落営農等において，それら世帯が地域の農業生産に果たす役割は大きいとみられる。そのため，それら世帯が農業・農協との関係を維持していけるよう，農協は，放出される農地への対応とともに，多様化する農協へのニーズにもできるだけ対応して

第10図 農地所有主体別経営耕地面積の将来予測



資料 第3表に同じ

いく必要がある。

おわりに

今回みたように、近年の農家戸数と正組合員世帯数の乖離拡大の背景には、小規模な農地所有世帯の増加という農家構造の大きな変化がある。そして、その変化は、正組合員世帯における農協へのニーズの多様化等農協事業への影響にとどまらず、農地利用の変化を通じて、地域の農業生産基盤への影響も示唆するものであった。

とくに、地域の農業生産基盤についての影響では、経営耕地の減少と耕作放棄地の大幅な増加が今後予想され、その場合、農林水産省の『食料・農村・農業計画』にある「食料自給率の低下傾向に歯止めを掛け、その着実な向上を図っていく」ことを困難にする可能性もある。

最低限の食料自給率を確保し、また地域社会と地域農業を継続的に発展させるためには、農協系統としては、農協の既存の組

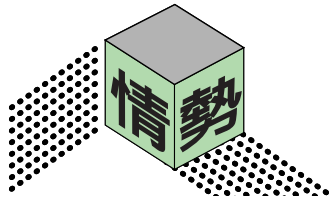
織基盤を維持するとともに、集落営農組織や農業サービス事業体を含めた地域の多様な担い手とともに、農地を面として維持していくための取組みに注力していく必要がある。

<参考資料>

- ・橋詰登・千葉修編著（2003）『日本農業の構造変化と展開方向——2000年センサスによる農業・農村構造の分析——』農林政策研究所
- ・農林政策研究所レビュー№6（2003）「農業・農村構造の現状と動向（その1）——2000年農業センサス分析——」
- ・農林政策研究所レビュー№7（2003）「農業・農村構造の現状と動向（その2）——2000年農業センサス分析——」
- ・橋詰登・江川章・福田竜一・友田滋夫（1999）「日本農業・農村の将来展望——西暦2015年の農業・農村構造の予測」農総研季報№42
- ・鈴木博編著（1983）『農協の准組合員問題』全国協同出版
- ・菅民朗（1991）統計百科『多変量解析』㈱社会情報サービス
- ・『農業協同組合制度史4』（1968）農業協同組合制度史編纂委員会・財団法人協同組合経営研究所編
- ・拙稿（2003）「土地持ち非農家の増加による地域農業・農協組織への影響」時事通信社『農林経済』1月30日号
- ・拙稿（2002）「農家以外の農地所有世帯にみる日本農業の構造変化」本誌2月号

（主任研究員 内田多喜生・うちだたきお）





都市部におけるJAのイメージとJAへの期待

JA全中では、昨年11月に首都圏の生活者を対象として、食料・農業・JAに対する考え方やイメージを探るアンケート調査を実施した。これは全中が1973年以来定期的に行っているもので、今回は97年以来5年ぶりに実施された。

調査は、都心から30km圏に在住する20～69歳の男女1,200名を対象に行われ、1,071名より回答を得た。ちなみに30km圏とは、おおむね北はさいたま市、東は千葉市、南は横浜市、西は国分寺市から東京寄りの地域となる。

このところの「食の安全・安心」を揺るがす様々な事件や、食料輸入の増大、環境への関心の高まりなどを背景とした、昨今の都市生活者の農業やJAに対する意識と、その中でのJAの信用事業に対する位置付けなどを、本調査結果から論じるものである。

1 高まる食の不安と、農業への関心

調査時点で先立って発生した、残留農薬問題や違法販売事件、偽装表示事件、さらにその前年にはBSEの国内発生など、食の安全に絡む事件や問題が多発したこともあり、食の安全に対する不安は、全体で8

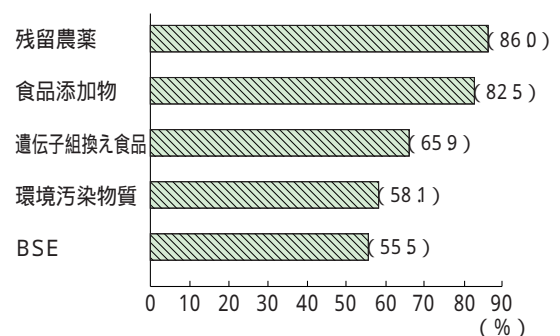
割近くの人を感じている。

不安の内訳をみると、残留農薬と食品添加物を挙げた人が8割以上と際立っている。次いで、3分の2近い人が遺伝子組換え食品を挙げており、この3つが当面の主要な不安要因とみられる（第1図）。世代別にみると、20代では「不安がある」とする割合が30代以上に比べて明らかに低く、子育て世代との認識の差をうかがわせている。

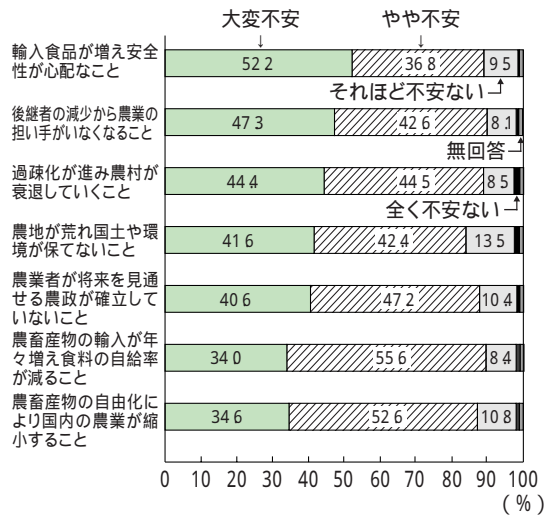
また、エネルギーベースで4割程度にとどまる日本の食料自給率についても、調査では「低い」とする人が71.6%と前回調査よりも13.3ポイントも上回った。

また国内農業に対する不安としては、「輸入食品が増え、安全性が心配なこと」を「大変不安である」としている人が5割強で最も多く、次いで「後継者の減少」が挙げられている。都市部の消費者は、担い

第1図 食の安全性で不安に感じること



第2図 国内農業に関する不安度

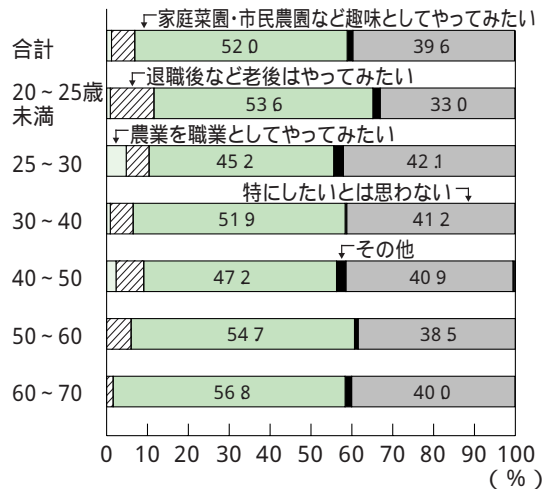


手が減少して日本農業が衰退し、輸入食料の増大が食の安全を損なっていくのではないかと、低自給率の問題を不安視していることがうかがえる（第2図）。

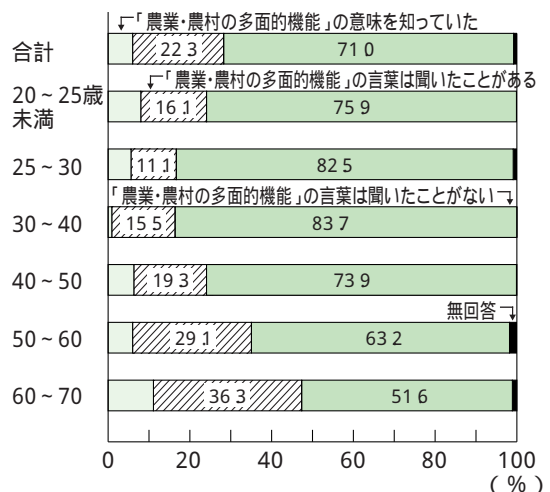
一方、農業への関心の有無を問うと、ほぼ半数からは「関心あり」という回答がある。関心は年齢が上がるにつれ、高まる傾向であるが、「農業をやってみたいかどうか」を問う質問には、家庭菜園・市民農園等、趣味の農業であれば、ほぼ世代を問わず、半数前後の人が「やってみたい」と回答しており（第3図）、前回調査に比べても増加している。

「職業としての農業」となると、さすがにやってみたいとする割合は減るが、老後の仕事としてまで視野に入れば、20代と40代の1割近くが関心をもっており、特に20代後半の5%近くが、職業としての農業をやってみたいと答えていることは、大都市圏での調査であることを考えれば、注目に値しよう。

第3図 世代別農業への意思



第4図 「農業の多面的機能」の認知度



また、後述するように「農業の多面的機能」の言葉の認知度は決して高いとはいえず、特に30代を中心とする層が低いですが、20代前半は意外に高く、「言葉の意味を知っている」とする人は全平均以上であり、若年層での変化の兆しを感じられる（第4図）。

都市部の消費者においても、農業に対する関心は高まりをみせつつあり、また若い

層にも興味を抱く人がいることがうかがわれる。

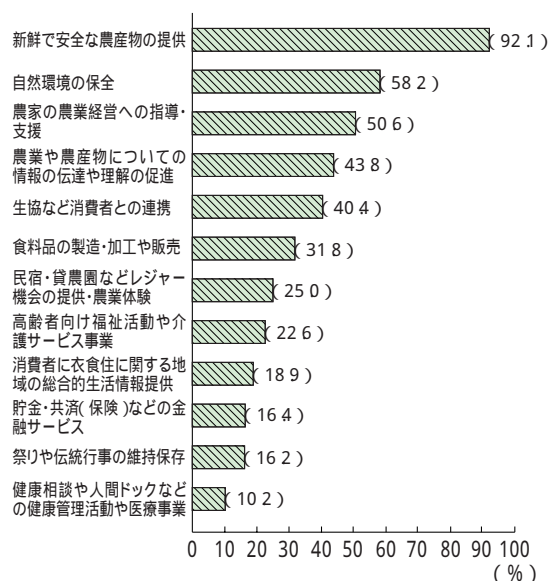
2 「食の安心・安全」に 集中するJAへの期待

今回の調査では、1,071名の回答のうち376名（35.1%）から、「自由回答」欄にJAに対する意見や要望が寄せられている（文末＜参考資料＞参照）。その内容は順次紹介するが、この「自由回答」欄への記載率そのものもかなり高い水準であり、それ自体が都市部住民のJAへの関心と期待を示すものともいえよう。

JAが取り組むべき事業として、都市住民が最も期待するのは、「新鮮で安全な農産物の提供」である（第5図）。全体の92.1%と群を抜いて高い回答率であり、また前回調査よりも8ポイント上昇している。

これに次いで、「自然環境の保全」「農家

第5図 JAで今後力を入れてほしい事業

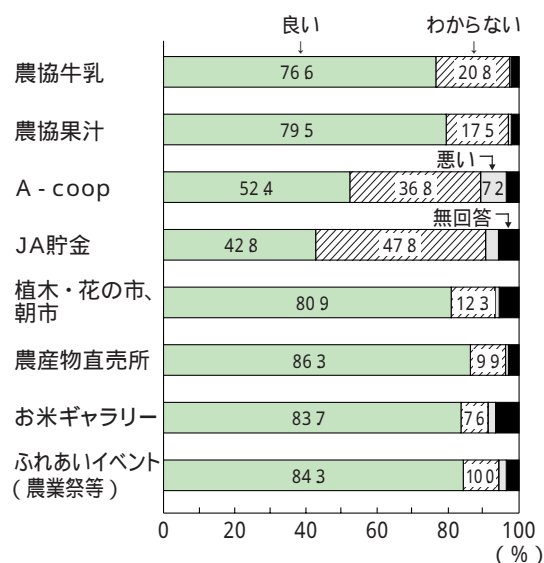


の農業経営への指導・支援」がともに50%台、また「農業や農産物についての情報の伝達や理解の促進」「生協などの消費者との連携」がともに40%台となっている。

「自由回答」欄でも「食の安全」への取り組みを求める内容の記載が83件あって、この問題への関心の高さをうかがわせている。

このような期待のあり方は、JAの提供する商品・サービスの印象にも反映している。JAのサービスで評価が高いのは、「農産物直売所」「ふれあいイベント」「植木・花の市、朝市」「お米ギャラリー」などであり、これらは、直接農業・食料にかかわるJAならではの分野、そして「生産者の顔の見える関係」を指向する分野であることが見て取れる。また「牛乳」「果汁」などJAのブランド食品も、利用者の7割以上から「よい」との答えを得ている（第6図）。

第6図 JAの商品・サービス利用の印象



「自由回答」においても、直売所等への消費者の強い期待をうかがわせる記載が、少なからずみられた。

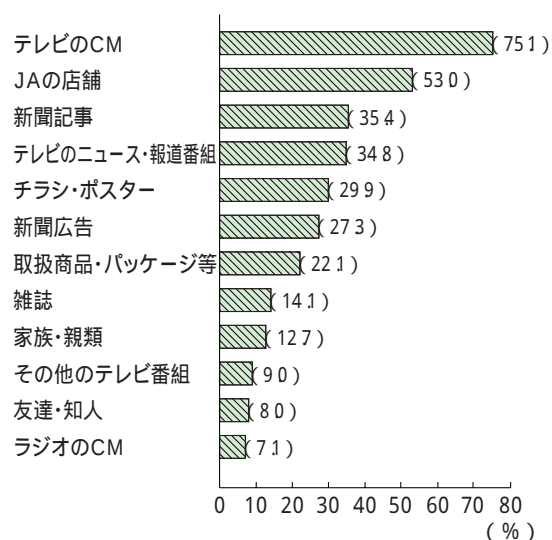
都市生活者が期待するJAの役割は、あくまで食料供給者、あるいは環境と農村の守護者としてのそれであるといえる。

3 都市部生活者に支持が 広がらないJA信用事業

JAの活動内容について、そのいくつかを知っているとする人の割合は60%強にのぼり、大都市圏での調査であることを考えれば、かなり浸透しつつあるとみられる。

またJAの商品・サービスの認知度をみると、農協牛乳が最も高く94.0%あるが、2番目にJA貯金が76.4%、第5位にJA共済が70.3%で入っており、JA金融事業に対する認知度の高さとして注目される（第3位は農協果汁、第4位はパールライス）。

第7図 JAに関することを知る手段



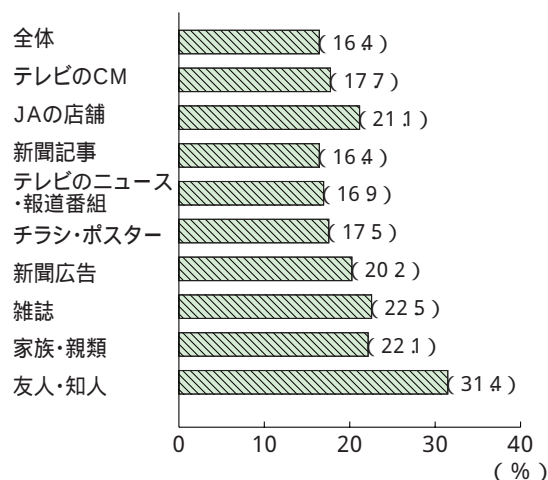
都市部の人々がJAのことを知る手段は、テレビのCMが75.1%と際立って高く（第7図）、しかも前回調査に比べ17.1ポイントも増えているが、最近のJAグループのテレビCMで最も露出度が高かったのが信用・共済事業関係であることを考え併せると、広告の結果、都市部消費者の間にもJAバンクやJA共済が知られるようになってきたものとみられる。

しかしながら、JAで今後力をいれて欲しい事業として、信用・共済事業を挙げた人は10%台にとどまり、利用経験も10%前後の水準にある。

この信用・共済商品に期待する割合は、テレビCMをJAを知る手段とするか否かによっては大きな違いがなく（第8図）、テレビCMは商品の認知度向上には貢献したものの、信用・共済事業への都市部消費者の支持率を引き上げるには至らなかったといえる。

また、利用者の印象としても、農産物直

第8図 JAを知る手段別の信用・共済事業に期待する割合



売所や牛乳・果汁等が7～8割の人に評価されているのに比べると、JA貯金を「良い」とする割合は40%台にとどまり、他と比較して低い（前掲第6図）。

JAの信用・共済事業は、都市部でも広く認知されつつあるものの、前項で指摘したJAへの期待と直結しないことから、都市住民の十分な支持を得ているとは言いかねる状況にあることがみてとれよう。

「自由回答」では「JAは（金融等から撤退して）、農業・農家支援に特化すべき」とする意見が15件ほどみられた。まだ大勢を占める議論であるとはいえないものの、いわゆるJAからの信用事業分離論の背景として、今後の動向には注意する必要がある。

JAのイメージについての調査をみると、「田園的」「団結力が強い」「素朴」等の印象が強く、次いで「安定している」

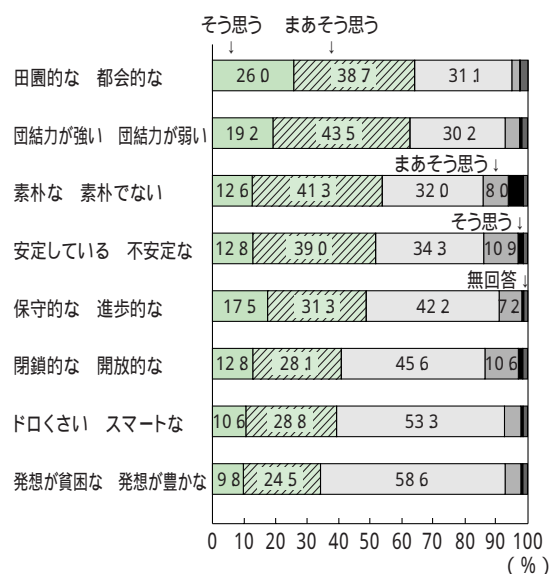
「保守的」等のイメージが続く（第9図）。

「自由回答」をみると、「JAが何をやっているのかよくわからない」「もっとPRしたらどうか」、あるいは「関係者以外利用できない組織と思った」等の意見が69件もあり、一方でJAの活動や商品についての認知が広がっているといいながら、都市住民の期待に添った情報提供がまだ不十分で、身内だけで固まったローカルな組織という印象がぬぐえ切れていないのではないかとみられる。

他方で、回答者の大半がJAに安全で新鮮な農産物を求め、半数以上が「自然環境の保全」を期待しているにもかかわらず、JAが日本の農業を守るために提起している「農業の多面的機能」という概念については、7割以上の人がその言葉を聞いたことがないと回答している（前掲第4図）。

都市部生活者に向けて、農業団体としてのJAからのメッセージがもっと伝わるように、一層の工夫が求められよう。

第9図 JAの特徴的なイメージ

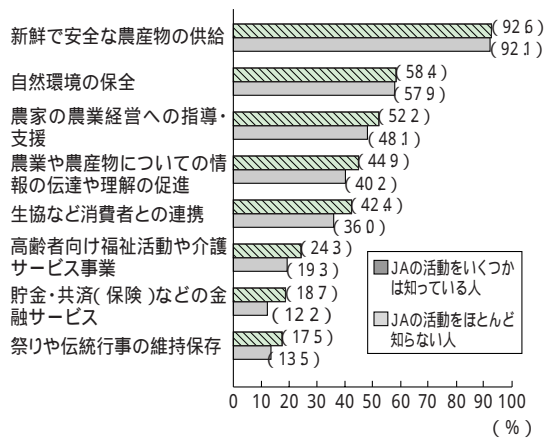


4 都市部の期待に応えることから JA事業全体の好印象醸成

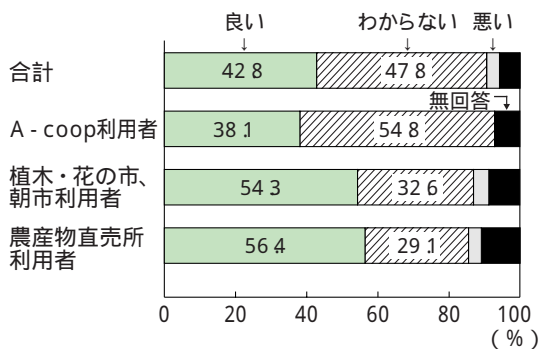
JAで力を入れてほしいと都市部の人考える事業は、JAの活動を知っているか否かでも様相が異なる面がある。

たとえば、「生協など消費者との連携」や「貯金・共済などの金融サービス」への支持は、JAの活動のいくつかを知っている人の方が、ほとんど知らない人より高い傾向にある（第10図）。

第10図 JAで今後力を入れてほしい事業



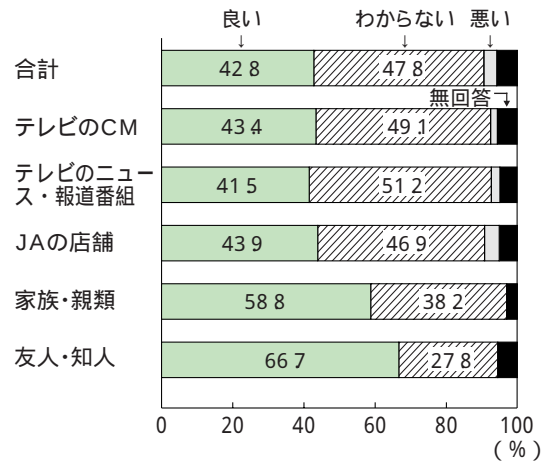
第11図 他部門事業利用によるJA貯金の印象への影響



また、JA貯金の印象を「良い」とする人の割合も、全体では利用者の42.8%あるが、回答者をカテゴリー別に分けると、また異なる姿がみえる。

まず他の事業部門の利用状況をクロスさせた場合、農産物直売所や朝市の利用者限定してJA貯金の印象を聞くと、「良い」が50%台にまで高くなる。逆にA-coop利用者では、30%台に落ちている(第11図)。他事業の印象の良し悪しが信用事業の印象にも影響を及ぼしているといえよう。第2項、第3項でもみたとおり、都市部の消費者のJAへの期待の最たるものは「安全で

第12図 JAを知る手段とJA貯金の印象との印象

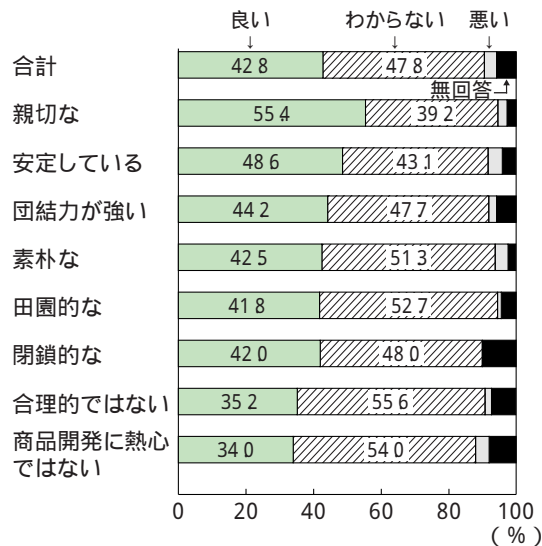


新鮮な農産物の提供」であり、またより一層の情報提供と、「開かれた関係」が求められていることを考えれば、直売所等の利用者のJAに対する好イメージが、他の事業部門にまで及ぶことも理解できる。

次に、JA貯金の印象を、JAを知る手段別にみた場合、広告や報道よりも、家族・親類や友人・知人を介しての、いわゆる「口コミ情報」の人の方が好感度を持っていることがわかる(第12図)。まさに、「顔の見える関係」の強みを示すものといえる。

3番目に、JA貯金の印象を、JAそのものに対するイメージ別にみると、「団結力」や「素朴さ」「田園的」などは、信用事業に対してはあまり影響を持たないが、「親切」というイメージはJA貯金にも少なからず好印象をもたらしているし、逆に「合理的でない」「商品開発に不熱心」というイメージは、貯金に対して相当にネガティブに作用していることが見てとれる(第

第13図 JA全体のイメージとJA貯金の印象への影響(「そう思う」+「まあそう思う」の合計)



13図)(なお、これらの「親切」「合理的でない」「商品開発に不熱心」というイメージが、それぞれ前回調査時より拡大傾向にあることにも注意が必要である)。

結局のところ、JAグループとして都市部居住者の期待する「安全で新鮮な農産物の提供」に努め、また誰の目にも合理性のある開かれた組織であることを目指し、それを積極的にアピールしていくことが、都市部におけるJAグループへの共感と信頼を生み、それが結果的に、信用事業をはじめとするJAの多様な事業展開への理解に結びついていくことになるだろう。

とりわけ、農産物直売所や朝市など、JA

が農産物を媒介として、消費者に直接顔を見せる場は重要であり、それが直ちに金融取引に結びつくものではないにせよ、そこで培った「顔の見える」存在感と好イメージの広がりが、JAグループ全体への都市部の支持につながっていくものと考えられる。

おわりに

昨今の「食の安心・安全」をめぐるできごとや環境問題に対する不安は、都市部の消費者にこれまでになく「食と農」に対する関心を喚起している。

その中には、むしろJAグループに対する厳しい批判も含まれようが、たとえそうであっても「目が向けられている」ことは大いなるチャンスであり、JAグループはこれに真摯にこたえて、都市部の(つまりは組織外部の)信頼と共感を勝ち得るべく努めることが必要であろう。

それがひいては、信用事業をはじめとする、グループのさまざまな事業展開への理解と支持につながるものと確信する。

(前JA全中広報部

室 孝明・むろたかあき

現在農林中金管財部部長代理)

参考資料 「食料・農業・JAイメージに関する調査」自由回答

食の安心・安全への取組みに対する期待	
JAというと農業というイメージがまず真っ先に浮かんでますが、最近食料についての様々な問題を聞くにつれ、少々高くても構わないので国内の安全な(もちろん海外製でも構わないが、安全性の保証されたものなら)食料をより積極的にスーパーなどでも買いやすくていただけたらと思います。(男,22歳)	についての情報発信が、素晴らしい。これからも食の安全、情報発信の中心となって下さい。(女,25歳)
生産者と消費者の距離があると思う。人間にとって衣食住は大変、大事なことであるがバブルの崩壊で住としての土地神話は崩れ、依然として、ブランド品が氾濫している。ここへきて、食品の偽装事件があり、何も信じられない状況であり、せめて、私たちの口に入る、食については安全、信頼を確保できるようにしてほしい。(男,42歳)	日本中の農家に密接しているJAならではの土地の特色をセールスポイントにした商品を開発し、宅配専門のグリーン系(農産物系)デパートを作ってみてはどうか。日本中どこへ行っても、JAに行けば、新鮮で安全でおいしいものがGETできれば最高です。(男,38歳)
JAは、責任を持って、新鮮で安全な農産物を国民に提供する義務があると思う。又、商品について嘘をつかぬ事。(男,64歳)	県と協力してその地域の存在価値をアピール出来る魅力ある事業を推進して行く、例えばその地域に昔から行われているめずらしい行事や観光事業に県の観光課と協力し宣伝して都会人が行ってみたいなあと思わせるよう予算の肉付けをして行く。全国各地の上記の差別化を図り、農業地域で生活してみても良いかな?と思わせるよう最善の努力をおしまないことと思います。専業農家出身の三男としての切実な思いです。先細りは耐えられません。(男,65歳)
野菜までも輸入品が増えています。安すぎるものは中国産怖いと思ってしまいます。野菜は、安く、新鮮で安心でなければと思います。是非、消費者の希望を叶えて戴きたいと思います。(女,62歳)	野菜の雑貨や、キッチン用品(デザインのかわいいもの)のお店や、野菜を自分でえらんで、レストランで料理にしてもらうなんていうのもおもしろいですね。そんなお店が1つのビルの中にあって、JAがやっていたらどうでしょうか。イメージも変わると思います。そこから体験イベントをしたり、お料理レシビを教えたりはどうでしょう。体験イベントもキャンプなどもまじえたらどうでしょうか。(女,36歳)
BSEが出たときなどに感じましたが、農業の方々への指導をきちんとしてもらいたい。農薬や飼料のことなど、最新の情報を国からだけでなくJAから知ってほしい。(女,33歳)	道の駅のような所に地場産の新鮮な農産物を置く、買える様な事(所)を広めて貰いたいです。ドライブに主人とよく行きますが、道の駅やJAで地場産の農産物を販売している所などに寄るのが好きで野菜等を買ってきます。(女,60歳)
JAの農業特化論	P R強化への提言
0 - 157に続きBSE、残留農薬、遺伝子組み換え(大豆等)と数え切れない問題が発生(発覚といった方が合っている)して食に関して、不安が募っているのが現状です。消費者(国民)の安全を全く無視しているとは思えません。JAにたいしては、安全性の徹底を充分過ぎる位して頂きたいと思います。このままだと生態系が崩れ、人間の未来はなくなると思います。真剣に取り組んで欲しいと切に願っています。(女,51歳)	東京近郊のJAは農業協同組合の農業の促進という部分の活動がないように思います。農業人口が減少しているのだからかなと思います。JAの印象は金融機関という印象が強くあります。しかし、金融機関としても、組合員でないと貯金できない、住宅ローンも大手銀行より金利が高いなどの印象があり、近付きがたい存在です。JAとのふれあいは、植木、農業祭などに限られています。JAが閉鎖的なグループではなく、もっと身近に感じられるような施策が必要だと思います。(男,56歳)
現在ほど、食の安全性が問われている事はなかったと思う。生産する側も「おいしいから、売れる」という利潤追求のみではなく、身体にとってはどうであるかという、最も基本的な「生産物の安全性」を念頭に置いて欲しく、それを実行してくれるのがJAや生協であると思っている。(女,44歳)	どんな人でもJAがどんな活動をしているかわかりやすいものをつくって伝えてほしい。なんとなく閉鎖的な団体というイメージが強く、農家しか相手にしていないように感じる。もっと一般の人にも好印象を与えるような画期的な活動を望みます。(男,21歳)
農薬の使い方(分量)しっかり指導してほしい。先日のこと、収穫できるジャガ芋畑に農薬を散布し、2～3日後に収穫しました。見ていてゾッとしました。見えない所では、皆んなこんな事をしているのでは?と思っています。(女,60歳)	朝市等の運動は、理解できるが、自分達の生産物のみで運営しているので、ものたりない。もう少し各地方(地域)の特産を相互に提供してほしい。もうすこし目に見える形で、JA(農協)らしさを出して欲しい。例えば、特産であれば、店頭とかでしか知る機会がないし、産直でしか利用できにくくなってきた。貯金関係は、ただの銀行としか見えないし、もっと農業関係(産地、消費者)にいかにかかわっているかを、広告するべきと思う。(男,44歳)
食品業界での主導的な役回りを期待する。逆に農協でなくてもできる事業(金融等)については撤退するべきと思う。農協がやる意味がない。(男,29歳)	JAについては、沿道に関係の建物があるわ、ぐらいで、見て通るだけです。農業をやっている人のみ利用可!!と思っていました。私は、単にスーパー(JA)で買物をするだけです。1年に1回位の農業祭にも行っていいのかしらと思うぐらいです。あまり良くわかりません。JAの理念と私達がどのような時に参加できるのかの情報はどこに行けば手に入るのか、知りたいです。さいたま市報の案内版みたいに、載るといいですね。(女,48歳)
金融業務の撤退、行政窓口似の相談や斡旋業務の中止、作農業者への小口農地の開放(建造物の建築制限は厳しく適用) 男,68歳)	TVのCMで金魚のグッズがもらえるみたいだけど、どうすればもらえるの?毎月駐車場の振込に行くけど地主さんが入る所?一般的じゃなくって、ちょっと閉鎖的。キャッシュコーナーも1台だけだし。普通の銀行等とどうちがうの?わからないことだらけ。(女,34歳)
宅地や住宅の分譲、金融サービス等は、やめてもらいたい。現在、専門の銀行ですら、不良債権化しており、JAの様な本来、地元民がのんびりと、協力し合う組織が、これ以上、まねしても大きな破綻が待つばかり。それより、本来、農耕民族である、日本の原点に立ち戻り、食物の自給、安全化、農業の振興にのみ、力をつくして、もらいたい。(女,48歳)	JAの行なっている事業やサービスで知らなかったものが多くありました。もっと、インパクトのあるTV、CMなどを増やしても良いのではないのでしょうか。これを書いたあとに、たまたまJA共済のTVCMを見ましたが、やはり、あまり印象に残るCMではなかったです。(女,46歳)
直売所・産直等への期待	
都心部、近郊ベッドタウンでの新鮮で安全な農産物の販売(直売所)大歓迎です。(女,65歳)	アンケートは大変勉強になった。日本の農業について全くといって良いほど知識がないことを知る事が出来た。要望として、農業、生産ということを身近にとらえられる(人事ではない)といったようなふう感じられる。情報提供をして頂いて、気軽に興味を追求できる場がほしい。(女,22歳)
お米ギャラリーは、銀座に行く时必须寄るほどお気に入りです。ためになるし、食に	

個人利用者のペイオフ凍結解除への対応

1 はじめに

2002年4月に定期性預貯金に対するペイオフ凍結が解除され、01年度下期中は定期性から流動性預貯金へのシフトや、信用力の低い金融機関から都銀等への預け替えがなされた。都銀等の国内銀行における個人預金全体に占める流動性預金の割合は、01年3月の31.2%から03年3月の42.0%へと上昇している。

以下では、日本経済新聞社が02年10～11月にかけて首都圏で実施した「金融行動調査」^(注1)をもとに、個人利用者の02年4月のペイオフ解禁時に実施した対応と05年4月の普通預貯金等へのペイオフに向けた対応^(注2)についてみていくことにする。

(注1) 調査は東京駅から40km圏内に居住する25～74歳までの男女5,000人を対象に実施し、2,893人から回答を得た(回収率57.9%)。

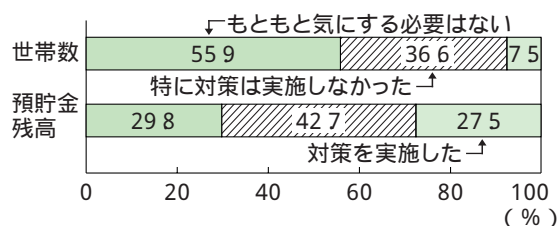
(注2) 05年4月以降も「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす決済用預貯金(当座預貯金等)については全額保護される。

2 02年4月のペイオフ解禁時の対応

調査回答者世帯の貯蓄・投資残高の平均は1,052万円で、金額帯別には300万円未満の世帯が38.0%となっており、1,000万円以上は28.5%を占めている。

02年4月のペイオフ対応について、特に対策を行わなかった世帯は92.5%('もともと気にする必要はない' '特に対策は行わなかった'の合計)となっている(第1図)。実

第1図 2002年4月のペイオフ解禁(定期性預貯金)への対応



(注) 世帯数は2,893世帯(回答数)、預貯金残高合計は209.2億円。

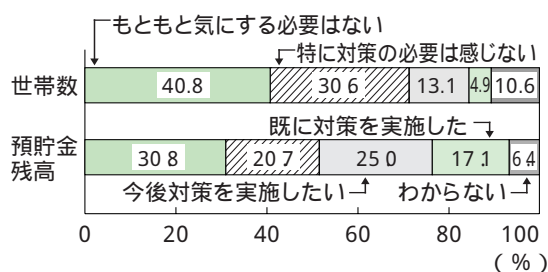
際に対応を行った世帯は7.5%と少ないものの、これら世帯の預貯金残高は全体の27.5%を占めている。

対応を実施した世帯に対して、その具体的内容を聞いたところ(複数回答)、「複数の銀行の定期に分散させた」(63.3%)が最も多く選択された。次いで「郵便局に預け替えた」(28.4%)、「同じ銀行の普通預金に預け替えた」(19.5%)の順となっている。なお、「別の銀行や証券会社で定期預金・普通預金以外の商品に預け替えた」(4.2%)、「同じ銀行の定期預金・普通預金以外の商品に預け替えた」(2.3%)の選択割合は低く、ペイオフを契機として預貯金から投資信託、外貨預金等へのシフトを行ったのは回答者全体の0.5%とわずかである。

3 05年4月のペイオフに向けた対応

05年4月のペイオフについて(第2図)、何ら対応をするつもりはないと考えている

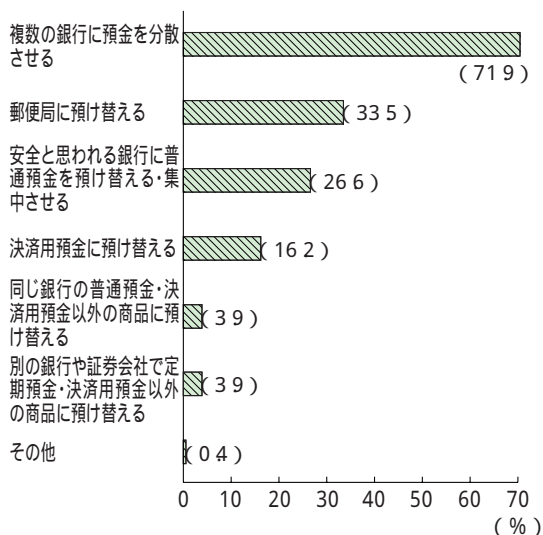
第2図 2005年4月のペイオフ解禁
(普通預貯金等)に向けた対応



世帯は71.4%（「もともと気にする必要はない」「特に対策の必要は感じない」の合計）を占めている。「既に対策を実施した」世帯は4.9%と少なく、「今後対策を実施したい」と考えているのは13.1%で、実施予定世帯の預貯金残高は全体の25.0%を占めている。対応実施予定世帯の残高割合（25.0%）は、02年4月に実際に対応を行った割合（27.5%）とほぼ同程度の結果となっている。

対策を実施予定または既の実施したと回答した18.0%の世帯に対して、対応内容を聞いたところ（複数回答）、「複数の銀行に預金を分散させる」が71.9%と最も多く、「郵便局に預け替える」「安全と思われる銀行に普通預金を預け替える・集中させる」「決済用預金に預け替える」が比較的多く選択されている（第3図）。「同じ銀行の普通預金・決済用預金以外の商品に預け替える」（3.9%）、「別の銀行や証券会社で定期預金・決済用預金以外の商品に預け替える」（3.9%）の割合は低い状況にある。

第3図 2005年4月のペイオフ解禁(普通預貯金等)
に向けて行う(行った)対応(複数回答)



4 まとめ

02年4月のペイオフ解禁時には7.5%の世帯で複数の金融機関への預貯金の分散、流動性預貯金へのシフト等がなされた。

一方、05年4月に向けて今後対策の実施を予定しているのは13.1%の世帯で、預貯金残高では全体の25.0%を占めており、02年4月とほぼ同程度のシフトがおきる可能性がある。

現状では流動性預貯金に積み上がった資金は、05年4月以降も全額保護される決済用預貯金へシフトするものとみられる。また個人利用者の金融機関の選別意識が高いことから、解禁に向けて信用力が高いと思われる金融機関への預貯金のシフトも考えられ、今後の動向に注意する必要がある。

(研究員 長谷川晃生・はせがわこうせい)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(56)
9. 金融機関別預貯金残高	(57)
10. 金融機関別貸出金残高	(58)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7351

F A X 03 (3246) 1984

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳 「」負数または減少

１．農 林 中 央 金 庫 資 金 概 況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
1998 . 4	27 027 739	7 702 581	14 654 345	5 689 898	10 042 223	13 359 247	20 293 297	49 384 665
1999 . 4	28 758 850	7 267 159	11 121 449	2 140 851	13 258 147	16 912 755	14 835 705	47 147 458
2000 . 4	34 359 607	6 917 248	8 571 677	2 187 621	15 997 784	21 332 754	10 330 373	49 848 532
2001 . 4	35 981 255	6 469 671	13 990 481	3 744 652	22 027 477	23 700 821	6 968 457	56 441 407
2002 . 4	37 817 837	5 908 988	9 025 731	1 589 759	23 134 126	22 138 189	5 890 482	52 752 556
2002 . 11	38 900 834	5 807 651	11 549 545	1 101 487	26 695 113	21 437 740	7 023 690	56 258 030
12	39 116 134	5 830 862	11 467 780	1 128 617	26 804 149	20 459 718	8 022 292	56 414 776
2003 . 1	38 981 044	5 841 536	10 948 909	1 032 034	28 028 111	19 878 834	6 832 510	55 771 489
2	39 178 991	5 859 879	11 064 457	1 084 508	27 863 659	19 485 430	7 669 730	56 103 327
3	39 249 073	5 807 159	11 491 434	1 518 909	28 303 812	18 729 430	7 995 515	56 547 666
4	38 980 431	5 737 559	10 876 742	1 175 694	28 608 422	18 383 580	7 427 036	55 594 732

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

２．農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2003年 4 月 末 現 在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	32 745 793	8 142	952 489	314	135 629	-	33 842 368
水 産 団 体	1 192 476	3	94 211	19	11 990	-	1 298 699
森 林 団 体	2 479	1	11 747	5	144	-	14 376
そ の 他 会 員	7 281	-	14 427	-	0	-	21 708
会 員 計	33 948 029	8 146	1 072 875	338	147 763	-	35 177 151
会 員 以 外 の 者 計	668 188	137 320	435 645	156 457	2 392 782	12 885	3 803 278
合 計	34 616 217	145 466	1 508 521	156 795	2 540 545	12 885	38 980 429

３．農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2003年 4 月 末 現 在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	65 670	311 806	19 575	5	397 056
統 開 拓 団 体	694	290	-	-	984
団 水 産 団 体	74 415	32 404	43 721	554	151 095
森 林 団 体	12 754	14 828	1 280	69	28 931
そ の 他 会 員	-	358	60	-	418
会 員 小 計	153 533	359 687	64 636	628	578 484
その他系統団体等小計	376 532	35 045	139 323	627	551 526
等 計	530 065	394 732	203 959	1 255	1 130 010
関 連 産 業	2 646 219	194 091	2 574 670	51 641	5 466 624
そ の 他	11 594 963	60 442	131 341	204	11 786 947
合 計	14 771 247	649 265	2 909 970	53 100	18 383 581

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2002 . 11	4 118 470	34 782 364	38 900 834	239 130	5 807 651
12	4 157 104	34 959 030	39 116 134	197 410	5 830 862
2003 . 1	3 923 293	35 057 751	38 981 044	349 400	5 841 536
2	4 224 286	34 954 705	39 178 991	125 740	5 859 879
3	4 415 237	34 833 836	39 249 073	91 080	5 807 159
4	4 364 106	34 616 325	38 980 431	146 900	5 737 559
2002 . 4	4 327 089	33 490 748	37 817 837	141 030	5 908 988

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2002 . 11	164 250	937 237	26 695 113	9 518 025	67 834	150 800	2 815 688
12	169 857	958 759	26 804 149	9 567 873	68 965	70 200	1 989 905
2003 . 1	88 085	943 947	28 028 111	10 307 051	72 805	76 000	1 286 239
2	103 748	980 759	27 863 659	10 086 084	49 440	525 200	1 201 395
3	159 128	1 359 780	28 303 812	9 676 179	106 860	-	817 052
4	121 004	1 054 690	28 608 422	9 347 397	238 440	531 700	649 264
2002 . 4	117 780	1 471 978	23 134 126	8 536 229	34 834	261 900	7 949 880

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2002 . 11	51 077 822	49 367 990	197 770	43 746	1 044 258
12	51 854 274	49 814 725	148 490	43 770	1 044 258
2003 . 1	51 373 927	49 657 326	150 950	43 589	1 044 259
2	51 486 025	49 695 385	164 560	43 587	1 044 267
3	50 181 711	48 586 988	145 330	41 869	1 039 906
4	50 580 922	48 982 702	116 330	49 374	1 045 855
2002 . 4	50 886 956	49 110 453	155 980	35 132	1 025 827

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 入 金	
	貯 金			計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性	計		
2002 . 10	20 424 729	53 782 370	74 207 099	741 373	566 394
11	20 369 771	53 850 452	74 220 223	721 902	549 161
12	20 810 682	54 370 481	75 181 163	685 560	519 982
2003 . 1	20 193 003	54 311 612	74 504 615	683 183	519 637
2	20 616 772	54 136 534	74 753 306	651 384	487 897
3	20 660 498	53 759 801	74 420 299	654 758	490 979
2002 . 3	19 233 932	54 303 455	73 537 387	772 350	595 927

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
377 878	1 955 773	1 224 999	7 751 765	56 258 030
238 939	2 267 258	1 224 999	7 539 174	56 414 776
391 998	1 556 145	1 224 999	7 426 367	55 771 489
367 047	1 584 059	1 224 999	7 762 612	56 103 327
505 630	1 510 419	1 224 999	8 159 306	56 547 666
331 340	1 782 570	1 224 999	7 390 933	55 594 732
646 814	1 660 942	1 124 999	5 451 946	52 752 556

貸 出 金				コ ー ル ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
15 432 870	3 124 366	64 814	21 437 740	621 556	-	6 183 500	56 258 030
15 224 524	3 181 481	63 806	20 459 718	495 525	-	7 387 603	56 414 776
15 345 768	3 191 938	54 888	19 878 834	568 424	-	6 115 283	55 771 489
15 125 907	3 104 433	53 694	19 485 430	431 517	-	6 663 574	56 103 327
14 905 016	2 951 562	55 799	18 729 430	559 524	-	7 329 132	56 547 666
14 771 246	2 909 969	53 099	18 383 580	404 262	-	6 252 634	55 594 732
10 926 678	3 194 813	66 816	22 138 189	366 951	0	5 226 798	52 752 556

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
49 997	33 998 290	33 922 960	0	364 741	12 683 574	5 521 213	695 980
110 211	34 568 665	34 477 082	0	363 882	12 776 921	5 567 000	699 591
52 663	33 869 787	33 797 484	0	364 283	13 113 455	5 538 794	701 000
51 028	33 989 418	33 914 350	0	354 571	13 205 419	5 475 304	702 728
58 960	32 727 723	32 635 901	10 000	277 019	13 480 588	5 415 926	704 148
58 228	32 627 882	32 524 418	0	351 353	13 666 260	5 329 137	704 976
57 439	33 742 360	33 637 205	0	329 268	12 924 579	5 288 871	505 328

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借								方		報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金					
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公庫貸付金				
339 523	50 423 042	50 185 948	3 735 227	1 104 395	21 497 159	401 386	1 039			
345 242	50 386 850	50 144 477	3 712 256	1 105 835	21 472 610	394 822	1 039			
417 652	51 292 407	51 005 015	3 653 773	1 075 029	21 348 785	383 821	1 038			
351 213	50 789 975	50 562 900	3 664 952	1 092 305	21 263 990	381 440	1 022			
349 405	50 938 323	50 711 858	3 673 665	1 111 859	21 343 739	372 376	998			
369 103	50 760 363	50 506 470	3 586 882	1 105 607	21 514 721	373 049	988			
349 520	49 072 485	48 788 592	4 067 085	1 370 802	21 735 745	402 965	1 120			

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2003 . 1	2 270 044	1 753 597	57 700	60 442	12 651	1 375 353	1 340 967	178 289	781 578
2	2 267 919	1 744 412	57 213	60 508	12 330	1 378 426	1 344 444	174 461	780 201
3	2 301 457	1 737 926	53 766	62 491	15 240	1 411 500	1 349 761	174 048	785 591
4	2 270 646	1 736 737	58 032	62 492	12 126	1 395 638	1 358 390	171 370	777 075
2002 . 4	2 309 195	1 798 790	43 128	58 552	11 243	1 397 181	1 363 143	211 187	791 113

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2002 . 11	1 202 771	750 282	332 546	253 399	145 150	8 766	1 062 450	1 027 897	18 698	429 122	20 161	516	
12	1 220 896	744 965	325 415	245 942	144 444	8 248	1 080 894	1 035 230	18 735	418 632	17 878	506	
2003 . 1	1 173 580	734 954	322 461	243 490	144 350	8 300	1 044 992	1 013 527	18 653	412 182	17 195	503	
2	1 153 595	721 611	317 825	239 902	140 222	7 915	1 029 843	998 001	16 620	404 392	16 704	486	
2002 . 2	1 288 748	838 023	390 420	282 703	154 424	7 650	1 164 105	1 116 679	21 156	457 486	20 987	660	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9.金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局
残 <									

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、郵便局は郵政公社、その他は日銀資料（ホームページ等）による。なお、信用組合の速報値（P）は全信組中央協会調べ。

2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局
残高	2000 . 3	215 586	54 850	2 128 088	1 340 546	505 678	687 292	142 433	9 781
	2001 . 3	214 983	48 879	2 114 602	1 357 090	465 931	662 124	133 612	8 192
	2002 . 3	212 565	48 514	2 011 581	1 359 479	444 432	639 808	119 082	7 006
	2002 . 4	210 670	47 836	2 149 402	1 334 544	437 513	629 184	115 775	P 6 922
	5	210 774	47 961	2 131 216	1 328 483	434 842	625 897	113 598	P 7 054
	6	210 316	48 489	2 135 807	1 332 366	435 840	627 347	104 857	P 6 723
	7	210 575	49 044	2 128 694	1 327 451	435 002	625 338	102 713	P 6 621
	8	210 781	48 570	2 134 574	1 332 191	436 320	628 292	98 406	P 6 570
	9	210 573	49 693	2 076 697	1 336 721	435 076	629 549	96 509	P 6 866
	10	210 040	48 620	2 086 109	1 329 278	433 633	626 640	96 127	P 6 818
	11	209 860	48 252	2 102 641	1 336 181	435 632	630 283	96 319	P 6 975
	12	208 594	48 674	2 106 930	1 354 569	441 892	638 084	93 079	P 6 188
	2003 . 1	207 756	48 378	2 086 131	1 340 511	435 883	629 111	92 238	P 6 244
	2	208 639	47 726	2 062 294	1 341 707	435 032	627 657	92 194	P 6 196
	3	210 152	47 118	2 042 331	1 352 121	429 093	626 349	P 92 250	P 6 387
	4 P	209 180	46 241	2 004 300	1 337 422	413 625	P 620 951	P 90 911	P 6 260
前年同月比増減率	2000 . 3	0.5	9.2	1.7	3.0	4.1	3.5	7.6	0.1
	2001 . 3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2
	2002 . 3	1.1	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.9	14.5
	2002 . 4	1.7	0.9	3.9	0.8	5.0	4.1	12.5	P 12.9
	5	1.5	1.0	4.2	0.2	3.3	3.4	12.2	P 13.2
	6	1.6	0.0	3.8	0.5	2.1	3.6	18.8	P 13.0
	7	1.7	0.1	4.2	0.7	2.2	3.5	20.1	P 9.0
	8	1.7	0.7	4.6	0.1	1.4	2.9	23.3	P 9.8
	9	1.9	0.4	0.2	1.0	3.0	3.6	24.8	P 9.0
	10	1.8	1.0	2.5	0.5	2.2	3.0	24.3	P 9.4
	11	1.8	1.7	3.4	0.1	1.8	2.5	22.1	P 8.9
	12	1.8	0.8	2.7	0.5	2.1	2.6	24.8	P 9.2
	2003 . 1	1.6	1.4	2.7	0.4	1.9	2.4	24.5	P 8.4
	2	1.3	2.8	1.8	0.6	2.0	2.1	24.1	P 9.7
	3	1.1	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	P 22.5	P 8.8
	4 P	0.7	3.3	6.8	0.2	5.5	P 1.3	P 21.5	P 9.6

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。